

宇都宮の環境

(環境状況報告書 令和6年度版)



令和7年3月
宇都宮市

目 次

第 1 部	第 3 次宇都宮市環境基本計画の概要	1
1.1	計画の位置づけ	2
1.2	基本理念	3
1.3	計画期間	3
1.4	環境都市の姿	3
1.5	環境状況報告書の位置づけ	3
1.6	分野別の基本施策	4
第 2 部	状況報告書 要旨	5
2.1	進捗状況の評価方法について	6
2.2	基本施策の進捗状況の要旨	8
2.3	分野別の基本施策の進捗状況	10
2.4	分野別の構成事業の進捗状況	24

第 1 部

第 3 次宇都宮市環境基本計画の概要

1.1 計画の位置づけ

(1) 背景・目的

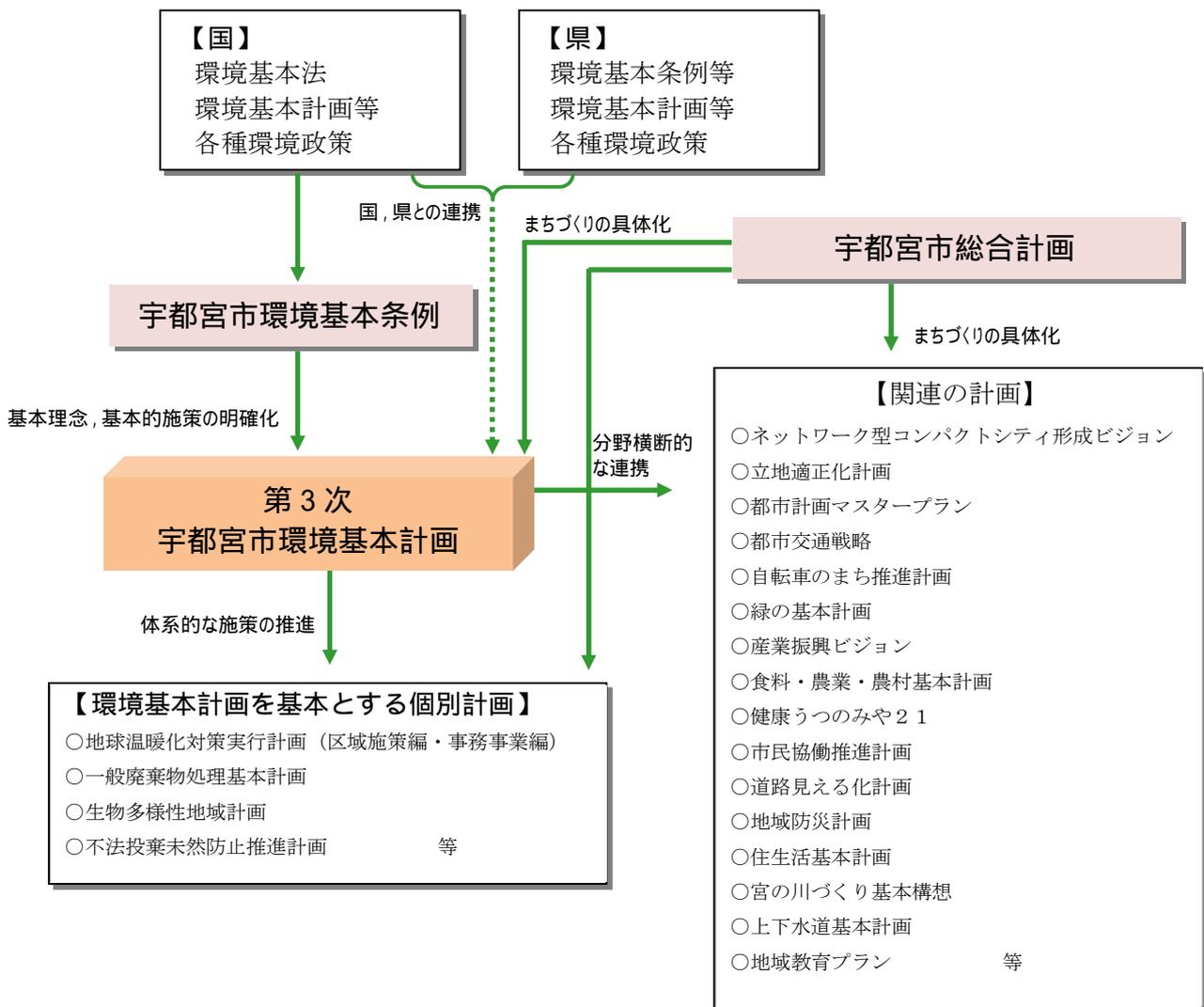
進行する地球温暖化, 東日本大震災を契機とした安全で快適な日常生活に係る市民ニーズなどの多様化する環境問題への対応や, 本市のまちづくりや社会・経済と連携した総合的・横断的な環境施策の展開等が求められていることから, 市民の主体的な行動力を向上するため, 新たに環境都市の姿を明確化し, その実現や環境負荷低減に資する取組を総合的に展開するため, 第3次環境基本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

宇都宮市環境基本計画は, 宇都宮市環境基本条例に基づく環境行政上の総合計画となります。

また, 第6次宇都宮市総合計画改定基本計画の分野別計画「産業・環境の未来都市の実現に向けて」の政策「脱炭素で循環型, 自然共生社会の実現」に向けた個別計画としても位置付けられており, 本市のさまざまな行政分野と連携しながら総合的・分野横断的に取り組みます。

【環境基本計画の位置付け】



1.2 基本理念

宇都宮市環境基本計画に掲げた基本理念「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや」は、21世紀半ばを展望した本市が目指すべき「環境都市」の姿を現しており、平成15年2月に策定した「第1次宇都宮市環境基本計画」から引き継がれています。

また、「環境都市」とは、以下3点の目標を達成した、環境にやさしいまちをいいます。

みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや

- ① 社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減する。
- ② 限りある資源を循環できる社会への転換を図る。
- ③ 自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成する。

1.3 計画期間

平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで

【前期】 平成28(2016)年度 から 令和2(2020)年度まで

【後期】 令和3(2021)年度 から 令和7(2025)年度まで

1.4 環境都市の姿

本計画では、SDGsの理念などを踏まえ、令和2年3月に「環境未来都市 うつのみや」を目指すことを宣言しました。「環境未来都市」とは、次のような社会を実現した都市をいいます。

【環境未来都市】

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会
「もったいない」のところでひとやものを大切にする循環型社会
環境、経済、社会の統合的な向上が図られた持続可能なまち

1.5 環境状況報告書の位置づけ

環境状況報告書は、「宇都宮市環境基本条例」第19条に基づき、環境の状況や環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、毎年作成し、公表するものです。

本書では、「第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）」に掲げた施策指標や構成事業のほか、「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の進捗状況について評価を行います。

なお、過去1年間の実施状況を取りまとめ公表することから、本年度は令和5年度における実施状況についての報告となります。

1.6 分野別の基本施策

分野別の基本施策は、「地球環境」、「廃棄物」、「自然環境」、「生活環境」、「人づくり」の5分野に分けて、個別に取り組むべき施策・事業として網羅的に設定しました。

- 1 地球環境**
 - ① 低炭素化の促進
 - (1)家庭における低炭素化の促進 (2)事業所における低炭素化の促進 (3)市役所における低炭素化の促進
 - 自立分散型エネルギーの普及促進
 - (1)創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進 (2)地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用
 - 環境にやさしいまちづくりの推進
 - (1)環境負荷の少ない都市整備 (2)エコで便利な交通体系の構築 (3)気候変動への適応策の推進
- 2 廃棄物**
 - ① ごみの発生抑制・再使用の促進
 - (1)普及啓発の推進 (2)発生抑制・再使用の推進
 - 資源循環利用の推進
 - (1)資源循環利用の推進 (2)各主体による資源化の推進
 - 適正な処理の推進
 - (1)適正な収集・処理・処分体制の推進 (2)不法投棄の未然防止・拡大防止
- 3 自然環境**
 - ① 生物多様性の保全
 - (1)生物多様性保全に関する意識の醸成 (2)生きものとその生息・生育環境の保全の推進
 - 自然と共生したまちづくりの推進
 - (1)農地等の多面的機能の維持向上 (2)都市の緑の保全と創出
 - (3)水資源の確保 (4)河川環境の保全と創出 (5)良好な景観の保全と創出
- 4 生活環境**
 - ① 環境調査、監視等の充実
 - (1)大気汚染状況の監視 (2)水質汚濁状況の監視 (3)騒音振動の調査 (4)放射線や化学物質の調査
 - 発生源対策の充実
 - (1)工場・事業場の監視・指導 (2)事業者等への意識啓発 (3)自動車排出ガス対策の充実
 - (4)生活排水対策の充実
- 5 人づくり**
 - ① 「もったいない」のこころの醸成
 - (1)市民総ぐるみによるもったいない運動の推進 (2)もったいない運動を取り入れたイベントの開催
 - 自ら学び、自ら行動する人づくりの推進
 - (1)環境学習の場と機会の提供 (2)地域における環境保全活動を担う人材の育成
 - 「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実
 - (1)各主体による環境配慮行動の推進 (2)多様な活動主体間の連携促進

第 2 部
状況報告書 要旨

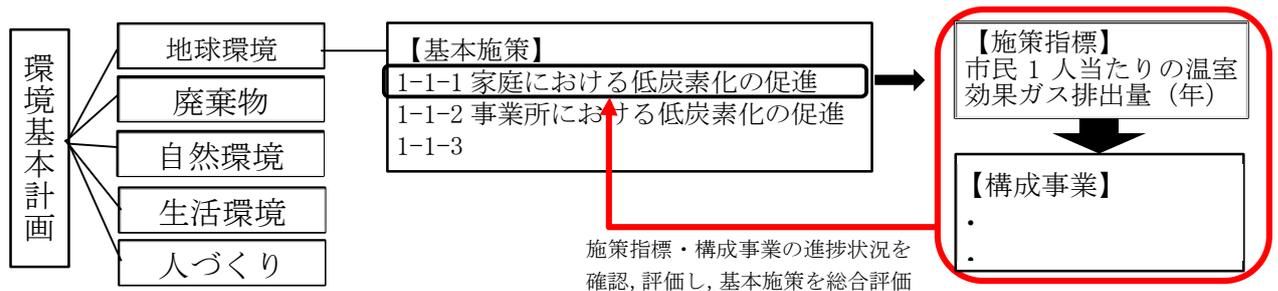
2.1 進捗状況の評価方法について

分野別施策の基本施策の評価について

第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）では、5つの分野（地球環境、廃棄物、自然環境、生活環境、人づくり）において各基本施策を掲げておりますが、基本施策の評価については、基本施策ごとに設定している施策指標及び構成事業の評価に基づき、総合評価を行います。

また、令和6年度2月に「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定したことから新たに定めた数値を参考値として記載しております。

【基本施策の体系イメージ】



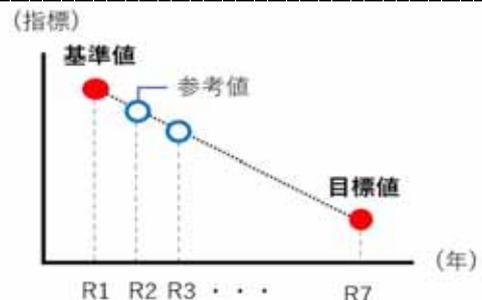
施策指標の評価方法

各年度の施策指標の進捗状況の評価について、当該年度の実績値と参考値※を比較し、その達成度に応じて「A」、「B」、「C」で評価します。

表1 施策指標の評価基準

評価	A	B	C
達成度 (評価基準)	100%以上	70%以上 100%未満	70%未満

※ 各施策指標について、令和元年度の実績値を「基準値」と、令和7年度の「目標値」を直線で結んだときの各年度の施策指標の値が「参考値」となります。



構成事業の施策指標の評価

事業の進捗により評価します。評価の基準は、各課の事務概要のスケジュール等に照らし、「計画以上」、「計画どおり」、「計画より遅れ」で評価します。

基本施策の総合評価方法

基本施策の総合評価については、各基本施策の施策指標及び構成事業の評価に基づき、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れ」で評価します。

表2 基本施策の総合評価

項目	評価	A	B	C
施策指標		100%以上	70%以上 100%未満	70%未満
構成事業		「計画以上」が 2以上	「計画どおり」が 4以上	「計画より遅れ」が 2以上
(構成事業が 3つ以下の場合)		「計画以上」が 1以上	「計画どおり」が 構成事業数と同数	「計画より遅れ」が 1以上
総合評価	上記の合計点により判定			
	順調	概ね順調	やや遅れ	
	評価不能がない かつ AまたはBが 1つ以上	Bが2つ または AとCが1つずつ または Aと評価不能	Cが2つ または BとCが1つずつ または BまたはCと評価不能	

2.2 基本施策の進捗状況の要旨

(1) 施策指標の評価について

分野別の基本施策に基づき設定している施策指標について、令和5年度は、35のうち31の指標でA評価またはB評価（全体の約9割）となりました。一方で、4つの指標がC評価となりました。

【施策指標についての評価（令和5年度実績）】

分野	評価		
	A	B	C
地球環境	2	5	1
廃棄物	5	0	1
自然環境	2	3	2
生活環境	4	4	0
人づくり	3	3	0
合計	16	15	4

(2) 構成事業の評価について

第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）では、各分野の基本施策に基づき全168構成事業を掲げ、各種事業を推進しています。

令和5年度は、167事業が「計画どおり」となりました。

「うつのみや生きものつながり活性化事業の推進」はマッチング第1号による保全活動が6回開催（のべ151人参加）されたが事業開始以降、活動団体が1組にとどまっていることから、事業の進捗は、「計画より遅れ」となりました。

【構成事業についての評価（令和5年度実績）】

分野	評価		
	計画以上	計画通り	やや遅れ
地球環境	-	40	-
廃棄物	-	28	-
自然環境	-	52	1
生活環境	-	18	-
人づくり	-	29	-
合計	0	167	1

(3) 基本施策の総合評価について

施策評価の評価結果と構成事業の評価結果を踏まえた各基本施策の総合評価は、35のうち31の基本施策で「順調」「概ね順調」となり、4の基本施策が「やや遅れ」となりました。

【基本施策の総合評価（令和5年度実績）】

分野	総合評価		
	順調	概ね順調	やや遅れ
地球環境	2	5	1
廃棄物	5	0	1
自然環境	2	3	2
生活環境	4	4	0
人づくり	3	3	0
合計	16	15	4

2.3 分野別の基本施策の進捗状況

【地球環境分野】

基本施策		施策指標		R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)	R12 (目標値)
1-1-1	家庭における 低炭素化の促進	市民1人当たりの温室効果ガス排出量（年）	参考値	3.58t-CO2 (H30)	3.30 (R1)	3.16 (R2)	3.03 (R3)	2.89 (R4)	2.75 (R5)	2.61 (R6)	
			※目安値			3.11 (R2)	2.97 (R3)	2.82 (R4)	2.68 (R5)	2.54 (R6)	1.68
			実績値	3.58 (H30)	3.19 (R1)	3.09 (R2)	3.12 (R3)	3.15 (R4)			
1-1-2	事業所における 低炭素化の促進	事業者の温室効果ガス排出量（年）	参考値	223.6万t-CO2 (H30)	214.5 (R1)	210 (R2)	205.5 (R3)	201.0 (R4)	196.4 (R5)	191.9 (R6)	
			※目安値			207.5 (R2)	199.6 (R3)	191.7 (R4)	183.8 (R5)	175.9 (R6)	128.6
			実績値	232.7 (H30)	219.5 (R1)	207.5 (R2)	224.0 (R3)	213.8 (R4)			
1-1-3	市役所における 低炭素化の促進	市有施設における温室効果ガス排出量（年）	参考値	91,874t-CO2	89,278	86,683	84,087	81,491	78,896	76,300	
			※目安値			82,600	76,533	70,467	64,400	58,334	28000
			実績値	91,874	84,379	82,552	73,129	74,977			
1-2-1	創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進	太陽光発電設備導入世帯数（累計）	参考値	17,957世帯	18,964	19,971	20,979	21,986	22,993	24,000	
			※目安値				21,043	26,196	31,348	36,501	62264
			実績値	17,957	18,902	19,821	21,043	22,227			
1-2-2	地域のポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用	冷熱エネルギーを活用した事業への参入者数（累計）	参考値	6事業者 (R2)	6	7	8	8	9	10	
			※目安値				7	7	8	8	10
			実績値	5 (R2)	5	7	7	6			

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人当たりの温室効果ガス排出量について、令和4年度は当初の目標値を下回った。 ・これは単身世帯や核家族世帯の増加により1人あたりのエネルギー使用量が増加し、民生（家庭）部門からの温室効果ガス排出量が増加したことによるものと考えられる。 ・今後は、補助事業等による家庭における再エネ導入促進や、市民における環境負荷を減らす取組について、市ホームページ等により普及啓発を行うなど、市民における脱炭素化を促進していく。
92%			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の温室効果ガス排出量について、令和4年度は当初の目標値から下回る結果となった。 ・これは産業部門及び民生（業務）部門が新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済活動の回復により温室効果ガス排出量が増加したことによるものと考えられる。 ・今後は、補助事業等による事業所の脱炭素化や、市内事業者の働き方について、持続可能なワークスタイルへの転換等を促進していく。
94%			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の温室効果ガス排出量について、令和5年度は、当初の目標値を上回る結果となった。これは、ごみ焼却量の減少及び宇都宮ライトパワー(株)から調整後排出係数の低い電気の調達を拡大したことなどによるものである。 ・今後は、エネルギー使用量の削減とともに、再生可能エネルギーの創出・使用等により一層促進していく。
100%			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備導入世帯数について、令和5年度は目標を上回る結果となった。 ・これは、太陽光の設置費用の低下と電気代の高騰が要因と考えられる。 ・今後は、太陽光発電に対する補助事業等について、市民・事業者に積極的な周知を行い、市内における更なる太陽光発電設備の導入を促進する。
100%			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・冷熱エネルギーを活用した事業への参入者数について、令和5年度は、目標を下回る結果となった。 ・これは既存生産者間において事業承継が行われ、1事業者が事業から撤退したことにより、目標を下回ったが、栽培面積については引き続き増加傾向にある。 ・冷熱エネルギーの利用促進および安定的・持続的な活用に向け、令和元年度～3年度に実施したモニタリング調査結果を踏まえ、最適な熱利用・管理方策の指針を取りまとめた「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用するとともに、東京都港区にて実施の「連携自治体ワーケーション促進事業」に応募し、事業者から、冷熱エネルギーを活用した新たな事業の提案を募集するなど、新規事業者や参入事業者への案内・説明・PRを実施した。 ・今後も、引き続き、民間事業者が行う冷熱利用機器の導入等を支援するとともに、「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用した事業のPR等を行うなど、冷熱エネルギー活用事業のさらなる拡大を図る。
75%			

基本施策		施策指標		R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)	R12 (目標値)
1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	地域新電力による温室効果ガス削減量（累計）	参考値	0t-CO2 (R2)	0	1,560	3,120	4,680	6,240	7,800	
			※目安値				2,769	4,446	6,123	7,800	
			実績値	0 (R2)	0	1,114	2,769	4,411			
1-3-2	工コで便利な交通体系の構築	公共交通夜間人口カバー率（年）	参考値	91.9%	92.8%	93.8%	94.7%	95.6%	96.6%	97.5%	
			※目安値		90.8%	91.7%	92.6%	93.6%	94.5%	95.4%	100%
			実績値	90.0%	90.5%	90.7%	90.8%	92.5%			
1-3-3	気候変動への適応策の推進	適応をテーマとした出前講座等の数（年）	参考値	－	2回	3	5	7	8	10回	
			実績値	－	3回	1	5	1			

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

【地球環境分野について】

- ・地球環境分野では8施策指標を掲げておりますが、A評価3、B評価5C、評価1となりました。
- ・地球環境分野では、40構成事業を掲げ、全て「計画どおり」となりました。
- ・8つの基本施策について、全てが「順調」「概ね順調」となりました。

▶施策指標「適応をテーマとした出前講座等の数（年）」については、令和5年度は当該テーマに関する講座希望が前年度よりも減少したことによりC評価となったものの、適応を含めた地球温暖化対策について広く講座を実施している状況です。

引き続き、2050年カーボンニュートラル及び新たな2030年度の削減目標の達成に向けて、より一層、温室効果ガス排出削減の強化が求められます。

構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・地域新電力による温室効果ガス削減量について、令和5年度は目標を下回る結果となった。 ・これは、令和5年度に予定していた市有施設の電力切替が、当該施設の契約状況等から切り替えられなかったためと考えられる。 ・今後は、地域新電力会社と協働しながら、市有施設の電力切替を推進していく。
B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通夜間人口カバー率について、令和5年度は目標を下回る結果となった。 ・しかし、ライトライン開業、バス路線再編に加え、地域内交通が市街地部や郊外部の未導入エリアで導入されたエリアがあったことから、カバー率が上昇した。 ・今後は、駅西側ライトライン延伸とあわせたバス路線再編の内容の検討を進めていくとともに、地域内交通の導入地区の拡大に引き続き取り組んでいく。
B	やや遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・適応をテーマとした出前講座等の数について、令和5年度は目標を大きく下回る結果となった。 ・令和5年度は当該テーマに関する講座希望が前年度よりも減少したが、他の関連する出前講座においても適応に向けた取組の紹介等を行っており、一定の普及啓発を図ってきた。 ・今後もカーボンニュートラルの実現に向けて、幅広い世代を対象に普及啓発に取り組んでいく。

【参考】宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに策定した施策指標

基本施策		施策指標		R4	R5	R6	R12 (目標値)
1-1	家庭における脱炭素化の促進	ZEHの補助件数(件)	目安値	99	149	199	500
			実績値	99	142		
1-3	市役所における脱炭素化の促進	全館LED化施設数(累計)	目安値	70	101	133	320
			実績値	70	81		

【廃棄物分野】

基本施策		施策指標		R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)	R1 2 (目標値)
2-1-1	普及啓発の推進	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数(累計)	参考値	26,463件	30,553	34,642	38,732	42,821	46,911	51,000	
			※目安値				50,891	50,927	50,964	51,000	
			実績値	26,463	34,409	42,984	50,891	57,556			
2-1-2	発生抑制・再使用の促進	市が実施したフードドライブの参加者数(年)	参考値	121人	168	214	261	307	354	400	
			※目安値				832	788	744	700	
			実績値	121	49	298	832	970			
2-2-1	資源循環利用の推進	市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量(年)	参考値	514t	678	843	1,007	1,171	1,336	1,500	
			※目安値				815	1,043	1,272	1,500	
			実績値	426	947	1,075	815	1,187			
2-2-2	各主体による資源化の促進	市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催件数(年)	参考値	67回	68	68	69	69	70	70回以上	
			※目安値				56	61	65	70回以上	
			実績値	67	5	11	56	46			
2-3-1	適正な収集・処分体制の推進	行政収集等実施率(年)	参考値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%を維持	
			実績値	100%	100%	100%	100%	100%			
2-3-2	不法投棄の未然防止・拡大防止	不法投棄の事案の解決率(年)	参考値	97.8%		98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	
			実績値	97.8%		99.5%	98.5%	99.3%			

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

【廃棄物分野について】

- ・ 廃棄物分野では6施策指標を掲げており、評価は、「A評価」5、「C評価」1、となりました。
- ・ 廃棄物分野では、28構成事業を掲げ、生ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発や廃棄物排出事業者等に対する指導等を推進していますが、令和5年度はすべての構成事業において「計画どおり」となりました。
- ・ 6つの基本施策について、「順調」5「やや遅れ」1となりました。

▶ 施策指標「市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催件数(年)」については、ホームページや広報紙などによる講習会等の周知やリサイクル推進員を通じた開催機会の拡充に取り組んだ結果、目標達成には至らなかったものの、地区文化祭など分別講習会以外の開催回数が増加しており、ごみの減量化・資源化に向けた地域住民への周知啓発の機会の拡大につながっています。

今後は、幅広い世代を対象とする周知に取り組み、分別講習会等を依頼する団体等の裾野の拡大を図る必要があります。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数について、令和5年度は目標を上回る結果となった。 ・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施した結果、ダウンロード数は大きく増加しており、市民に対し幅広い周知啓発が図られている。 ・引き続き、様々な機会や媒体を活用したごみ分別アプリの周知を行い、ダウンロード数の増加を図る。
100%以上			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施したフードドライブの参加者について、令和5年度は目標値を上回る結果となった。 ・分別講習会やイベントなどの様々な機会を活用した周知啓発に努めた結果、企業や中学生による主体的なフードドライブ活動の実践につながるなど、参加者の裾野が着実に広がっており、食品ロスの発生抑制が図られている。 ・引き続き、様々なイベント等の機会を通じ、個人はもとより事業者の参加を募りながら、参加者数の増加を図る。
100%以上			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量について、令和5年度は目標値を上回る結果となった。 ・これは、クリーンパーク茂原における剪定枝受入の通年化や、大型映像装置等を活用した効果的な周知など図れたためのものである。 ・引き続き、剪定枝の拠点回収や市有地から発生する剪定枝の資源化による資源化量の安定的な確保に努める。
100%以上			
C	B	やや遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催件数について、令和5年度は目標値を下回る結果となった。 ・ホームページや広報紙などによる講習会等の周知やリサイクル推進員を通じた開催機会の拡充に取り組んだ結果、目標達成には至らなかったものの、地区文化祭など分別講習会以外の開催回数が増加しており、ごみの減量化・資源化に向けた地域住民への周知啓発の機会の拡大につながっている。 ・引き続き、企業や学生など幅広い世代を対象とする周知を行い、開催件数の増加を図っていく。
67%			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・行政収集等実施率について、令和5年度は目標値を達成した。 ・行政収集及び工場への搬入予定日に対し、予定どおり、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行うことができしており、適正な収集・処分体制の推進が図られている。 ・委託契約の更新に向けて、ごみ収集量の均衡化などを検討しながら、引き続き、適切な収集・処分体制を確保し、安全かつ適正に処理を行う。
100%以上			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄事案の解決率については、令和5年度の目標を達成した。 ・これは警察と連携して特定した行為者等や土地登記簿等の調査に基づく管理者等への適正処理の指導、地域住民等が実施している不法投棄監視活動（監視パトロールや清掃活動等）への投棄物の回収支援など、不法投棄の早期発見・早期対応に取り組んだ結果である。 ・地域が主体となる活動への継続的な支援や、監視カメラによる定点監視、パトロールによる巡回監視など、総合的・計画的に進めるとともに、特に、不法投棄多発地点等については、高性能監視カメラの導入やパトロールとの一体運用による、更なる監視体制の強化など、より効果的、効率的な監視手法について検討・実施する。
100%以上			

【自然環境分野】

基本施策		施策指標		R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)	R12 (目標値)
3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合(年) (生物多様性の認知度)	参考値	33.6% (R2)	33.6%	41.9%	50.2%	58.4%	66.7%	75.0%	
			実績値	33.6%	33.6%	40.8%	44.6%	34.7%			
3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	外来種の影響に関する認知度(年)	参考値	64.8% (R2)	64.8%	69.8%	74.9%	79.9%	85.0%	90.0%	
			実績値	64.8%	64.8%	84.9%	85.8%	88.4%			
3-2-1	農地等の多面的機能の維持向上	市内農地における環境保全活動カバー率(累計)	参考値	39.3%	46.1%	52.9%	59.7%	66.4%	73.2%	80.0%	
			※目安値		40.3%	40.7%	41%	41.4%	41.8%	42.2%	44.0%
			実績値	39.3%	38.1%	38.8%	38.6%	39.9%			
3-2-2	都市の緑の保全と創出	緑地保全・緑化推進に係る活動箇所数(累計)	参考値	301箇所	328	333	338	346	352		
			実績値	301	325	327	335	343			
3-2-3	水資源の確保	雨水貯留施設等設置費補助件数(H28からの累計)	参考値	378件	666	953	1,241	1,528	1,816	2,103	
			実績値	865件	1,129件	1,298件	1,432件	1,564件			
3-2-4	河川環境の保全と創出	河川の整備率(都市河川, 準用河川)(累計)	参考値	62.2% (R2)	62.3%	62.6%	62.8%	65.2%			
			実績値	62.4%	62.5%	63.8%	64.4%	64.7%			
3-2-5	良好な景観の保全と創出	景観形成重点地区等の指定数(累計)	参考値	7地区	9	9	10	10	11	11	
			実績値	7	8	8	8	8			

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

【自然環境分野について】

- ・自然環境分野では7の施策指標を掲げており、評価は、「A評価」2、「B評価」3、「C評価」2、となりました。
 - ・自然環境分野では、53構成事業を掲げ、生物多様性保全の情報共有や河川や緑地等の整備の推進等を推進していますが、令和5年度は、一部の構成事業を除き「計画どおり」となりました。
 - ・7つの基本施策について、「順調」2、「概ね順調」3、「やや遅れ」2となりました。
- ▶構成事業の「うつのみや生きものつながり活性化事業の推進」については、マッチング第1号による保全活動が6回開催(のべ151人参加)されたが、本事業によりマッチングした活動団体は1組にとどまっていることから「計画より遅れ」となりました。

施策指標評価	構成事業評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
C	B	やや遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・「「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合（生物多様性の認知度）」については、令和5年度は昨年度より低下し、目標値を下回る結果となった。 ・しかし、広報紙、ホームページ、X、パネル展等の様々な広報媒体を活用した情報発信、環境学習センターと連携した自然観察会や各種イベント等の実施を通じた周知啓発を行っている。 ・今後は、生物多様性の認知度の向上を図るため、引き続き、各世代に適した様々な広報媒体を活用して身近でわかりやすい情報を発信するとともに、学校と連携した「宇都宮学」による学ぶ場の提供や自然とふれあう体験型プログラムの充実を図っていく。
59%			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種の影響に関する認知度について、令和5年度は目標値を上回る結果となった。 ・外来種に関する各種媒体・機会を活用した周知啓発等により、外来種が及ぼす影響に関する認知度を向上させることができた。 ・引き続き、外来種が及ぼす影響に関する認知度を向上させる必要があり、より効果的な周知内容の検討等を行っていく。また、本市の生物多様性を次世代へとつなげていくため、令和5・6年度に自然環境基礎調査を実施し、本市の実情に応じた生物多様性保全の施策案を検討していく。
100%以上			
C	B	やや遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・市内農地における環境保全活動カバー率については、令和5年度は目標値を下回る結果となった。 ・多面的機能支払交付金制度に取り組んでいる地域は、地域住民との共同作業により、良好な農村環境の保全を実現しているものの、市内農地における環境保全活動カバー率はほぼ横ばいとなっている。 ・今後は、カバー率の向上を図るため、既存組織や組織活動を行っていない地域に対し、個別説明会や地域からの相談等の機会を捉え、本市の現状や課題等を示しながら、活動の継続や活動面積の拡大、新規組織の立ち上げを促進していく。 ・また、令和5年度から新たに立ち上げた広域活動組織の事務局運営を支援するとともに、広域活動組織への未加入組織に対しても、個別説明等の機会を捉え、加入のメリット等を説明し、加入促進を図っていく。
60%			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全・緑化推進に係る活動個所数については、令和4年度は目標値を下回る結果となった。 ・花苗の配布などによる地域での緑化活動への支援を図り、緑地保全・緑化推進に係る活動個所数の増加に繋げることができた。 ・今後は、活動個所数の増加に向けた支援を継続しながら、民有地による緑地保全や市民協働による緑空間の保全創出に取り組んでいく。
99%			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留施設等設置費補助件数について、過年度と同様に、令和5年度も目標値を上回る結果となった。 ・溢水・浸水被害などの解消・軽減に向け、「民有地への雨水貯留・浸透施設設置の促進」に取り組んだ結果、目標値達成となったものである。 ・今後も、雨水貯留・浸透施設を設置費補助制度を活用いただけるよう、周知活動に取り組んでいく。
100%以上			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備率（都市河川、準用河川）については、令和5年度は目標値を下回る結果となった。 ・「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている溢水・浸水被害の軽減に向け、計画的な河川整備に取り組んだ。
99%			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区等の指定数については、目標値を下回る結果となった。 ・景観形成重点地区等の指定数については、新たな地区指定には至らなかったが、LRT沿線（鬼怒通り駅東地区）や釜川周辺地区などにおいて、地元協議会等と連携し意見交換や、景観形成に対する検討を実施するなど、目標達成に向けた取り組みを進めることができた。 ・鬼怒通り駅東地区における、年度内の景観形成重点地区指定に向けた取り組みを着実に推進するとともに、各地区における景観形成の検討や関連計画の進捗状況にあわせて、景観づくり指針（案）や景観形成基準（案）などについて、地元住民や事業者などと意見交換を行い、地区指定に向けた合意形成のための理解促進に取り組んでいく。
80%			

基本施策		施策指標		R4	R5	R6	R12 (目標値)
1-2	都市の緑の保全と創出	緑地保全・緑化推進に係るボランティア活動者数(年)	目安値	-	3,500	3,575	4,100
			実績値	3,703	3,595		

【生活環境分野】

基本施策		施策指標		R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)	R1 2 (目標値)
4-1-1	大気汚染状況の監視	光化学オキシダントの環境基準達成率（年）	参考値	92.7%	93.9%	95.1%	96.4%	97.6%	98.8%	100.0%	
			実績値	92.7%	93.7%	94.5%	94.5%	93.7%			
4-1-2	水質汚濁状況の監視	河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準達成率（年）	参考値	94.4%	95.3%	96.3%	97.2%	98.1%	99.1%	100.0%	
			実績値	94.4%	88.9%	94.4%	94.4%	94.4%			
4-1-3	騒音振動の調査	自動車騒音に係る環境基準達成率（年）	参考値	93.8%	94.8%	95.9%	96.9%	97.9%	99.0%	100.0%	
			実績値	93.8%	93.1%	94.5%	94.5%	94.1%			
4-1-4	放射線や化学物質の調査	ダイオキシン類の環境基準達成率（年）	参考値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%を維持	
			実績値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダントの環境基準達成率については、令和5年度は目標値を下回る結果となった。 ・大気汚染防止法に基づき、市域における大気中の光化学オキシダントやPM2.5など、大気汚染物質の常時監視を適切に実施した。 ・本市の大気は良好に保全され、光化学スモッグ注意報発令回数も減少傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報発令が2回あったことから、注意報等発令時における適切な対応を継続する必要がある。 ・大気の状態を適切に把握するため、測定機器等の適正保守や費用対効果も考慮した計画的な更新により、測定値の信頼性を確保していく。 ・市民の安全安心確保のため、光化学スモッグ注意報等発令時には、引き続き、適切かつ迅速な周知を行っていく。
96%			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準達成率について、令和5年度は目標値を下回る結果となった。 ・水質汚濁防止法に基づき、市域における河川・地下水の水質調査を適切に実施した。 ・本市の河川・地下水の水質は良好に保全されているものの、河川への油類流出等、異常水質事故が2件発生していることから、更なる水質保全に向けた取組が必要である。 ・河川・地下水の水質を適切に把握するため、発生源の所在や水質の現況等を考慮し、調査地点や調査項目について適宜見直すとともに、適切な委託管理により測定値の信頼性を確保していく。 ・水質事故の未然防止のため、長期休暇時や台風の接近等自然災害の発生が想定される場合などに、事業者に対し適切な施設管理に係る啓発を行うほか、水質事故が発生した場合には、対策マニュアルに基づき関係課と適切かつ迅速な対応を行っていく。
96%			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音に係る環境基準達成率について、令和5年度は目標値を下回る結果となった。 ・騒音・振動の状況を適切に把握し、防衛省、自衛隊及び鉄道会社に対し、各1回要望書を提出した。 ・引き続き、法令等に基づき、市域における騒音・振動の状況を適切に把握し、関係機関と調整を図りながら対応していく必要がある。 ・騒音振動の低減が図られた、良好な生活環境を確保するために、測定精度を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行うとともに、その結果や苦情の発生状況等を基に関係機関等への要望活動を行っていく。
96%			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の環境基準達成率について、令和5年度は目標値を達成することができた。 ・空間放射線量・ダイオキシン類の状況を適切に把握しており、生活環境は良好に保全されている。引き続き適切に状況を把握していくことが必要である。 ・PCB廃棄物の状況は適切に把握できているものの、低濃度PCB廃棄物の処理期限（令和9年3月末）が近づいていることから、早期処理に向けた取組が必要である。 ・市民の安全安心確保のため、測定精度を確保しながら、引き続き空間放射線量・ダイオキシン類の測定を行っていく。 ・PCB廃棄物の適正処理に向け情報収集に努めるとともに、事業者への適切な周知・指導を行っていく。
100%以上			

基本施策		施策指標		R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)	R12 (目標値)
4-2-1	工場・事業場の 監視・指導	工場・事業場における排出基準超過件数(年)	参考値	6件	5	4	3	2	1	0	
			実績値	6	3	2	3	0			
4-2-2	事業者等への意 識啓発	良好な生活環境の確保に係る市民満足度(年)	参考値	35.7% (R2)	35.7%	36.5%	37.4%	38.2%	39.0%	40.7%	
			実績値	35.7%	35.7%	39.3%	34.7%	51.5%			
4-2-3	自動車排出ガス 対策の充実	電気自動車補助件数 (累計)	参考値	5件	88	170	253	335	418	500	
			※目安値				-	342	493	644	1,400
			実績値	5	7	14	163	342			
4-2-4	生活排水対策の 充実	生活排水処理人口普及率 (累計)	参考値	98.7%	99.1%	99.4%	99.7%	99.8%	99.9%	100.0%	
			実績値	98.7%	99.1%	99.3%	99.3%	99.4%			

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

【生活環境分野について】

- ・生活環境分野では、8施策指標を掲げており、評価は、「A評価」4、「B評価」4となりました。
- ・生活環境分野では、18構成事業を掲げ、法令に基づく工場や事業場への立入検査や指導等を推進していますが、令和5年度はすべての構成事業において「計画どおり」となりました。
- ・8つの基本施策について、「順調」4、「概ね順調」4となりました。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場における排出基準超過件数について、令和5年度は目標値を上回る結果となった。 工場・事業場における排水基準超過が0件であり、この状況を維持するため、引き続き、法令遵守の徹底に向けた取組が必要である。 大気汚染防止法に基づく届出のあった解体等工事について、すべて立入検査を行い、作業基準への適合を確認した。令和2年6月に改正された大気汚染防止法に基づき、新たな規制対象として追加されたアスベスト含有成形板等（レベル3）の除去等に関する監視・指導を効果的・効率的に実施するなど、解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策を一層推進する必要がある。 公害苦情等に関する各種相談を229件受け付け、すべて適切に対応した。
100%以上			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> 良好な生活環境の確保に係る市民満足度について、令和5年度は目標値を上回る結果となった。 工業団地の担当者研修会において、環境協定の概要等について周知を行ったものの、環境協定締結数が伸び悩んでおり、環境協定締結数の拡大に向けた取組が必要である。 事業者を対象として、事業者環境配慮行動の促進チラシの配布及び紹介パネルの掲示を行うとともに、工業団地内全工場へ環境行動啓発チラシ等を配布した。 市民の良好な生活環境を確保するため、事業者等に対し、更なる意識啓発や環境配慮行動の推進を図っていく必要がある。 市民の良好な生活環境を確保するため、環境配慮行動やSDGsへの貢献等、環境協定締結の意義を分かりやすく解説したリーフレットを配布するほか、環境協定締結工場のイメージ向上のための市ホームページ・パネル更新やSNSの活用など、広報強化により、環境協定締結の拡大を図っていく。 事業者の積極的な環境配慮に向けた取組の促進に向け、啓発チラシに掲出する事業者の優れた取組内容を更新する。
100%以上			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車補助件数について、令和5年度は目標値を上回る結果となった。 これは、軽EVの販売開始により、補助件数が大きく増加しているものだと考えられる。 今後は、脱炭素化の実現に向けて電気自動車への乗り換え等が必要であることや、電気自動車の利点等について更なる周知啓発に取り組んでいく。
100%以上			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理人口普及率について、令和5年度は目標値を下回る結果となった。 公共下水道については、事業計画区域における整備を、計画的かつ効率的に実施している。今後も引き続き、関係課と連携を図りながら公共下水道の整備を推進していく。 合併処理浄化槽については、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいる。今後も、「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、積極的な補助制度の利用勧奨や、保守点検業者や清掃業者を活用した補助制度の周知に取り組む。
99%			

【人づくり分野】

基本施策		施策指標		R1 (基準値)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)	R1 2 (目標値)
5-1-1	市民総ぐるみによるもったいない運動の推進	もったいない運動の認知度（年）	参考値	48.9%	50.8%	52.6%	54.5%	56.3%	58.2%	60.0%	
			※目安値				48.9%	50.3%	51.7%	53.1%	60.0%
			実績値	48.9%	—	43.4%	48.9%	58.0%			
5-1-2	もったいない運動を取り入れたイベントの開催	もったいない運動を取り入れたイベントの割合（年）	参考値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%を維持	
			実績値	100.0%	—	—	—	100.0%			
5-2-1	環境学習の場と機会の提供	環境学習センター開催講座の平均満足度（年）	参考値	83.2%	86.0%	88.8%	91.6%	94.4%	97.2%	100.0%	
			※目安値				83.1%	85.2%	87.3%	89.4%	100.0%
			実績値	83.2%	87.0%	87.1%	83.1%	85.3%			
5-2-2	地域における環境保全活動を担う人材の育成	環境出前講座開催数	参考値	42回	43	43	44	44	45	45	
			実績値	42	18	32	43	44			
5-3-1	各主体による環境配慮行動の推進	もったいない運動の実践率（年）	参考値	32.0%	36.7%	41.3%	46.0%	50.7%	55.3%	60.0%	
			※目安値				28.7%	32.6%	36.5%	40.4%	60.0%
			実績値	32.0%	—	24.9%	28.7%	40.4%			
5-3-2	多様な活動主体間の連携促進	環境学習センターの利用件数（年）	参考値	887件	888	888	889	889	890	890	
			※目安値				745	763	781	799	890
			実績値	887	615	651	745	795			

※目安値については、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において新たに設定した数値

【人づくり分野について】

- ・人づくり分野では6施策指標を掲げており、評価は、「A評価」3、「B評価」3、となりました。
- ・人づくり分野では、29構成事業を掲げ、市民総ぐるみによる「もったいない運動」の取組や、環境学習の場と機会の提供等を推進していますが、令和5年度は、全ての構成事業が「計画どおり」となりました。
- ・6つの基本施策について、「順調」3、「概ね順調」3となりました。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいない運動の認知度について、令和5年度は目標値を上回る結果となった。 ・もったいないフェアを4年ぶりに会場開催し、体験型のイベントを実施することで、効果的な普及啓発を図ることができた。 ・引き続き、継続的に普及啓発を図るとともに、今後は、「もったいない運動」の認知度が低い層へ向けて、集中的な周知や効果的な普及啓発に取り組んでいく必要がある。
100%以上			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・各イベントにおいて、エコイベント手順書に基づき、来場者に対し、ごみの分別や公共交通の利用を呼びかけるなどもったいない運動を取り入れたイベントを開催することができた。 ・今後も「もったいないフェア」を含めた様々なイベントにおいて、もったいない運動の実践促進を図っていく。
100%以上			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センター開催講座の平均満足度について、目標値を下回る結果となった。 ・満足度は上昇傾向にあることから、引き続きニーズを踏まえた各種講座の実施による満足度向上を図っていく。
90%			
A	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・環境出前講座開催数について、令和5年度は目標値を達成できた。 ・うつのみや環境行動フォーラム等の体験型講座や出前講座を実施する登録企業等の拡充により、環境に関連した様々な内容の講座を実施し、環境問題の解決につながる行動変容を受講者へ促すことができた。 ・今後も市民一人ひとりの環境への関心を高め環境配慮行動実践を更に促せるよう内容の充実や幅広い世代を対象に普及啓発に取り組んでいく。
100%以上			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいない運動の実践率について、令和5年度は目標値を下回る結果となった。 ・しかし、前年度と比較し増加傾向にあり、もったいないフェアの開催や市内各所での巡回展の実施などにより、もったいない運動の周知や実践促進を推進した。 ・前年度と比較して増加傾向にあることから、引き続きもったいない運動の取組事例を紹介するなど、家庭や事業所等で取り組みやすく、より効果的な実践促進を図っていく。
80%			
B	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」に引き下げられたこと等により、利用件数は回復傾向にある。 ・本市全小学4年生を対象とした「施設見学」を再開したことにより、団体・個人等の見学希望を誘引した。 ・今後も引き続き、利用者の関心が高い講座を開催するなど、センター利用の促進に努めていく。
89%			

基本施策		施策指標		R4	R5	R6	R12 (目標値)
3-1	環境配慮行動の推進	みやエコ・アクション・ポイント事業の参加人数(累計)	目安値		3,750	7,500	30,000
			実績値		1,119		

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
1-1	脱炭素化の促進	1-1-1 家庭における脱炭素化の促進	(1) 脱炭素化・脱炭素化を促進する普及啓発の推進	民間企業等と連携した普及啓発の実施	「家庭向け脱炭素化普及促進事業」の実施と合わせて、補助事業に関連する外部組織と連携し、補助事業の周知を実施する。
				市の広報媒体を活用した情報発信	環境分野に関する情報を市ホームページで発信するとともに、広報紙を活用し、環境月間やもったいない月間の特集を組むなど、幅広く市民に情報発信していく。
			(2) 脱炭素化住宅・脱炭素化住宅の普及促進	家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【拡充】	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、住宅における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進する。
				ZEHの導入促進【新規】	ZEH導入を支援することにより、脱炭素化住宅の普及促進を図る。
				省エネ促進等住宅改修支援事業の実施	住宅の性能・機能を向上させるための改修工事に対する補助を実施する。
	1-1-2 事業所における脱炭素化の促進	(1) 人づくり支援と情報の充実	SDGs人づくりプラットフォームにおける脱炭素化好事例の普及展開【新規】	行政をはじめ、市域の企業、NPO、教育機関などの多様な主体と連携しながら、勉強会等の開催やホームページ等における普及啓発を実施していく。	
			市の広報媒体を活用した情報発信(再掲)	環境分野に関する情報を市ホームページで発信するとともに、広報紙を活用し、環境月間やもったいない月間で省エネ情報の特集を組むなど、幅広く市民に情報発信していく。	
		(2) 事業所における実践行動の促進	EVの導入促進【新規】	EV導入を支援することにより、事業者における脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図る。	
			「新しい生活様式」に対応した脱炭素な事業活動の促進【新規】	コロナ禍を契機として、「新しい生活様式」に基づくテレワークやWeb会議など、ICTを活用した環境にやさしい施策を推進する。	
			融資制度等による環境保全対策の支援	中小企業の省エネなどの設備導入に活用できる低利な融資制度や融資を活用する際の保証料の補助を実施する。	

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木住宅協会、栃木県自動車販売協会、宇都宮市内住宅展示場、自動車メーカー、各種イベント等に対し補助事業に関する資料を送付し、外部組織と連携した補助事業の周知活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、脱炭素化の実現に向けて電気自動車への乗り換え等が必要であることの有用性や、電気自動車の利点等について周知啓発に取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙に、環境月間やもったいない月間の特集を設け、もったいない運動やカーボンニュートラルに向けた取組事例を掲載するなど、普及啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広報紙を活用した情報発信を継続するとともに、もったいない運動市民会議との連携により、積極的にSNSを活用しながら、情報発信に取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度から申請を1回にしたことで、申請者の負担軽減を行ったり、申請期限を1年間に延長するなど制度の見直しを実施した。 ・給電性能を備えたBEVについて、補助申請件数増に向けて、補助要件の緩和や、自動車販売店協会等への周知等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、自立分散型エネルギーの利点等について、市民に対する周知・啓発を実施するとともに、固定価格買取制度による買取期間の終了を踏まえた市民の実態や、補助実績、国や県の動向等を踏まえ、適宜補助制度見直しの検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭の脱炭素化の推進や、災害時にも対応できる「自立分散型エネルギー」の普及促進を図るため、住宅メーカー等に周知を行いながら、補助事業を実施した。 ・令和5年度の補助件数は43件となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ZEH住宅の必要性や利点等について周知啓発し、導入を支援することで、脱炭素化住宅の普及促進を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、計383件の内、42.2%（162件）を断熱改修工事で補助した。 ・ 外壁等の断熱改修工事 8件 ・ 窓改修工事 154件 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、住み慣れた住宅の性能・機能を向上させることによる、良質な住宅ストックの形成に向けて、事業の着実な推進に努めていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座や会員交流会を開催し、事業者に対し普及啓発を図った。 出前講座 4回(311名) 会員交流会 3回 (39名) ・より多くの事業者の実践を促すため、事業者の求める情報を収集し、発信する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、多様な主体と連携し、効果的な手法を検討しながら、勉強会の開催や会員交流会、ホームページ等における普及啓発を実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙に、環境月間やもったいない月間の特集を設け、もったいない運動やカーボンニュートラルに向けた取組事例を掲載するなど、普及啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き、広報紙を活用した情報発信を継続するとともに、もったいない運動市民会議との連携により、積極的にSNSを活用しながら、情報発信に取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・給電性能を備えたEVについて、国・県が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、自動車販売店と連携した周知を随時行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、事業活動の脱炭素化に向けた効果的な支援策について、引き続き検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による世界的な経済危機からの復興と地球温暖化対策などの環境政策を融合させる「グリーン・リカバリー」について周知し、設備投資における省エネ設備の導入促進を図った。 ・「宇都宮市 カーボンニュートラルロードマップ」において、脱炭素型のライフスタイル・ワークスタイルへの行動の変容を位置付けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、脱炭素型のライフスタイル・ワークスタイルについて周知を図るとともに、事業活動の脱炭素化に向けた支援策について検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の省エネなどの設備導入に活用できる融資制度や融資を活用する際の保証料の補助を実施するとともに、新たにカーボンニュートラルに資する設備投資を行う際に活用できる融資制度を創設した。 ・令和5年度の実績は、「中小企業設備資金」については融資実行件数28件・融資実行額1億2215万円、「ゼロカーボン推進資金」については融資実行件数2件・融資実行額1560万円であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネなどの設備導入にかかる融資案件の増加を図るため、当該資金について積極的に周知を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-1	脱炭素化の促進	1-1-3	市役所における脱炭素化の促進	(1) 市役所業務における温室効果ガス排出量の削減の推進	市役所におけるエコオフィス活動の推進	温室効果ガスの排出量削減に向け、職員一人ひとりが普段の行政活動において電気、燃料、用紙等の使用量抑制等の環境に配慮した事務事業を推進する。
					エネルギー利用設備に係る高効率化の推進【新規】	(一財) 省エネルギーセンター等が実施する「省エネルギー診断」を活用し、新型コロナウイルスによる感染症対策を踏まえたソフト・ハード両面からの省エネルギー方を調査し活用を検討する。 また、施設の新築や改築、機器や設備の更新の際には、エネルギー利用設備の高効率化を図る。
					市有施設の電力の調達における脱炭素化の推進【新規】	地域新電力会社から、市内の再生可能エネルギーを調達し、市有施設において使用することで、電力使用による環境負荷を低減する。
1-2	自立分散型エネルギーの普及促進	1-2-1	創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進	(1) 創エネルギー・蓄エネルギーの導入促進	家庭における創エネルギー・蓄エネルギー導入支援制度の実施【拡充】(再掲)	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、住宅における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進する。
					事業所における創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進【新規】	事業者に対する太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策を検討し、本市の事業所における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進する。
				(2) 創エネルギー・蓄エネルギーを活用した市有施設の脱炭素化の推進	地域防災拠点施設における創エネルギー・蓄エネルギー設備の導入推進【拡充】	市有施設における創エネルギー・蓄エネルギーの導入を推進していく。
					太陽光発電向け市有財産貸出事業の実施	発電事業を行っている4事業者12施設との調整を継続して実施や社会情勢に応じた事業の在り方について検討していく。
1-2	自立分散型エネルギーの普及促進	1-2-2	地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用	(1) 地域エネルギーの活用によるまちの活性化	地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消の推進【新規】	官民共同により地域新電力会社「宇都宮ライトパワー株式会社」を設立し、市内のバイオマス発電や家庭用太陽光発電などの再生可能エネルギーを調達し市有施設等に供給する「再生可能エネルギーの地産地消」を推進する。
					大谷地域に賦存する冷熱エネルギーを活かした活性化策の実施	大谷地域の冷熱エネルギーを活用した地域活性化につながる活動を支援する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・「もったいないEMS」における各種研修や啓発紙の発行等による周知啓発を行い、庁内におけるエコオフィス活動を推進できた。 ・カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー化に重点を置いたエコオフィス活動の徹底に向けた職員教育の強化が必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、庁内啓発紙や研修等を通じて、職員によるエコオフィス活動実施強化のために周知啓発を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の劣化状況を反映した工事計画を作成し、機器や設備などの更新の際には、施設の使用状況や省エネルギー診断結果を踏まえエネルギー効率の高い設備を導入した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、建築物の劣化状況を反映した工事計画を作成し、機器や設備などの更新の際には、施設の使用状況や省エネルギー診断結果を踏まえエネルギー効率の高い設備を導入していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ライトラインにおいては、家庭ごみや家庭用太陽光等により発電された地域由来の再生可能エネルギー100%で走行する「ゼロカーボントransポート」の実現、ゆいの杜小学校においては、市有施設で初めてPPAサービスの提供を開始し「ゼロカーボンスクール」の実現に向けて取り組んだ。 ・脱炭素先行地域内の一般家庭を対象とした太陽光発電・蓄電池を導入するPPAサービスの検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、宇都宮ライトパワー株式会社の電源調達や経営状況等を踏まえて、電力供給を受ける市有施設の拡大を図るとともに、電力調達先についても随時拡大を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度から申請を1回にしたことで、申請者の負担軽減を行ったり、申請期限を1年間に延長するなど制度の見直しを実施した。 ・給電性能を備えたBEVについて、補助申請件数増に向けて、補助要件の緩和や、自動車販売店協会等への周知等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き、自立分散型エネルギーの利点等について、市民に対する周知・啓発を実施するとともに、固定価格買取制度による買取期間の終了を踏まえた市民の実態や、補助実績、国や県の動向等を踏まえ、補助制度見直しの検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の課題である運輸部門の温室効果ガス排出量の削減に向け、事業者の脱炭素化に向けた補助制度について検討するとともに、中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（SBT）認定支援事業補助金を中核市で初めて（令和5年6月時点）実施し、脱炭素経営の普及・促進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け脱炭素化促進事業の交付実績や、事業者のニーズ、社会情勢の変化、国の動向等も踏まえ、今後の補助制度の実施について継続的な検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27～28年度にかけ、地区市民センターに太陽光発電施設及び蓄電池を設置した。 ・地区市民センターの電力使用量調査結果から、蓄電池の有効活用について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池の活用により、スマートシティ関連や地域新電力事業と連携しながら、より効果的なレジリエンス向上策について検討を行っていく。 ・市有地・市有施設における再生エネルギーポテンシャル調査を実施し、創エネ・蓄エネ設備の導入拡大とさらなるレジリエンスの向上を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業を行っている4事業者に対し、12施設の屋根や土地を継続して貸し出しており、各施設に太陽光発電設備が設置されている。 ・固定価格買取制度における買取価格の低下や、東京電力の連携制約など社会情勢を踏まえ、現在は新規貸し出しを中止した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も貸し出し施設について、管理状況等の確認や調整を継続して行うとともに、事業の在り方についても、引き続き社会情勢を踏まえ検討を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ライトラインにおいては、家庭ごみや家庭用太陽光等により発電された地域由来の再生可能エネルギー100%で走行する「ゼロカーボントransポート」の実現、ゆいの杜小学校においては、市有施設で初めてPPAサービスの提供を開始し「ゼロカーボンスクール」の実現に向けて取り組んだ。 ・脱炭素先行地域内の一般家庭を対象とした太陽光発電・蓄電池を導入するPPAサービスの検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、電力の受給バランスの状況等を踏まえながら電源と需要家の拡大を図り、安定的な小売電気事業の運営を行い、再生可能エネルギーの地産地消を推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・冷熱エネルギーの利用促進および安定的・持続的な活用に向け、令和元年度～3年度に実施したモニタリング調査結果を踏まえ、最適な熱利用・管理方針の指針を取りまとめた「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用するとともに、東京都港区にて実施の「連携自治体ワーケーション促進事業」に応募し、事業者から、冷熱エネルギーを活用した新たな事業の提案を募集するなど、新規事業者や参入事業者への案内・説明・PRを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、民間事業者が行う冷熱利用機器の導入等を支援するとともに、「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用した事業のPR等を行うなど、冷熱エネルギー活用事業のさらなる拡大を図る。 ・大夏夏いちご栽培事業の安定化に向けた新たな支援制度についても、庁内関係課と連携しながら検討していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-2	自立分散型エネルギーの普及促進	1-2-2	地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用	(2) 脱炭素化に向けた水素エネルギーの活用	燃料電池車の導入促進【新規】	県と連携しながら、市内に水素ステーションの誘致を図るなど、燃料電池自動車等の普及促進を図る。
					再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの構築に向けた検討【新規】	再生可能エネルギーを活用した、地産地消できる水素製造手法について調査研究を行う。
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	(1) 地域、街区等におけるエネルギーの合理的な利用の推進取組の推進	駅東口地区整備事業におけるエネルギーの合理的な活用手法の検討	街区レベルでエネルギーを効率的に利用する手法を検討し、都市の脱炭素化を推進する。
					東部総合公園の整備における環境負荷の少ない拠点形成【新規】	東部総合公園の整備にあたっては、周辺の良好な自然環境への配慮・調和を図るとともに、区域内で太陽光発電などの自然エネルギーや未利用エネルギーを積極的に活用するなど、脱炭素化に資する取組を推進する。
					コジエネ等を活用したエネルギーの効率的利用の促進【新規】	コジエネ等を活用しながら地域・街区等で電気や熱を融通し合うエネルギーの面的利用を促進し、エネルギーの効率的な利用によるコストダウンや省CO2を図る。
					地域新電力によるA I・I o Tを活用した電力調達やエネルギー融通の推進【新規】	更なる温室効果ガス排出の削減に向け、地域の再生可能エネルギーを効果的・効率的に活用するため、地域新電力によるエネルギー・マネジメント等の検討を行う。
				地域拠点や産業拠点におけるエネルギーの相互利用の推進	L R T沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用における脱炭素化の促進を図る。	
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	(2) ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けたまちづくりとの連携	環境負荷の少ないまちづくりに向けた集約型都市構造の推進	L R T沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用における脱炭素化の促進を図る。
					都市機能等の適正な立地誘導に向けた「立地適正化計画」の推進	NCCの形成に向け、立地適正化計画等で定めた都市拠点や地域拠点への居住や医療、商業などの都市機能の立地誘導に係る取組を推進する。また、市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺を中心とした地域コミュニティや活力維持に向けて、良好な居住地形成が図れる地区計画制度の活用促進を図りながら、地域特性に応じた適正な土地利用を推進する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 国や県と意見交換を実施しながら、燃料電池車の普及に向けた県央地区における水素ステーションの誘致に向け、他県事例や事業者の動向等の情報収集を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国・県や周辺自治体の動向を注視しながら、燃料電池車自動車の普及に向けた水素ステーションの誘致について検討していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に設置された「栃木県県央地区における水素活用検討会」において、国・県や近隣自治体、民間事業者等と意見交換を実施しながら、産業利用や農林業利用等モビリティ以外も含めた水素需要の掘起こしとサプライチェーンの創出に向けた検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県や近隣市町の動向を注視しながら、県央地域における水素需要の創出とサプライチェーンの構築について検討を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 駅東口地区整備事業におけるエネルギー利用の推進については、公共施設のライトキューブ宇都宮や民間施設の高度専門病院において、地下水が豊富な地域であることから、地下エネルギーを利用した熱源機を設置するとともに、その他の施設を含め、遮熱性の高い外壁材の仕様やLED照明、節水型器具の採用などの施設整備に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅東口地区整備事業においては、環境負荷の少ない都市整備を行った。 今後は、引き続き、導入した省エネルギー対応施設を運用していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 地権者等に対し、適宜、事業に関する説明や情報提供を行い、理解促進を図りながら用地買収に取り組み、約9割5分の用地を取得した。 外部有識者から成る事業者選定委員会において提案審査を実施し、この審査結果を踏まえ、公募設置等予定者を決定するとともに、脱炭素化に資する取組を含めた提案内容が事業期間にわたって着実に履行されるよう、事業実施に必要となる事項を定めた基本協定を締結し、施設の設計に着手した。 	<ul style="list-style-type: none"> 未取得用地の早期取得に向けて、地権者等に対し、引き続き、丁寧な説明を行いながら、着実に用地買収に取り組む。 市の要求水準や選定事業者の提案内容と適合した施設内容となるよう、コンサルタントやアーバンスポーツ施設整備アドバイザーからの支援を受けながら、設計・整備の段階において、市が履行状況等の監視を行い、施設の設計内容や整備費を確定させ、特定公園施設建設・譲渡契約を締結し、工事に着手する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者と意見交換を実施しながら、エネルギーの効率的な活用のあり方について調査・研究を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、民間事業者等とも意見交換を行いながら、エネルギーの効率的な利用や地域・街区レベルでの面的利用のあり方について検討を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素先行地域の共同提案者や交通事業者、学識経験者を協議会委員とするうつのみやゼロカーボン推進協議会を設立しにおいて、再生可能エネルギーの有効活用と交通手段の電動化を効果的・効率的に進めるエネルギーマネジメントの検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素先行地域の共同提案者や民間事業者、大学等と連携しながら、AI・IoTを活用したエネルギーマネジメントの活用可能性等について検討していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 清原工業団地地区市民センター前T CへのP P A事業を活用した太陽光発電及び蓄電池の導入について検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する事業と連携しながら、最適な脱炭素化技術を検討する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 街区レベルでのエネルギーの効率的な活用による脱炭素化の実現に向けて、民間事業者等の支援方法等について検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する事業と連携しながら、最適な脱炭素化技術を検討する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> NCCの形成に向け、各拠点において地域特性に応じた生活利便施設等の誘導・充実を図るため、本市まちづくりの考え方の理解促進や各種支援策（誘導施設立地及び浸水対策促進補助金）の積極的な周知を図り、各拠点における都市機能の誘導や浸水対策の促進を図った。 市街化調整区域の地域拠点等において、地区計画制度の活用に向け検討を行う地域主体の取組に対し、アドバイザーを派遣し、技術的な支援を行いながら、良好な居住地形成に向け取り組んだ。 策定から概ね5年が経過した「立地適正化計画」について、法に基づき中間評価を行い、計画の推進状況に係る調査・分析をするとともに、社会環境の変化やまちづくりの進展などに伴う新たな課題等を抽出・整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各拠点への生活利便施設等の誘導を着実に推進するため、引き続き、地域住民や事業者、関係団体等に対する各種支援策の積極的な周知及び活用促進を図るとともに、民間誘導に向けた施策の充実を図る。 市街化調整区域の地域拠点等への住宅や店舗の立地につながる地区計画制度等の活用促進に向けて、引き続き、地域への働きかけや機運醸成を図るとともに、地域の主体的な取組を積極的に支援する。 立地適正化計画の中間評価を踏まえ、より一層のNCC形成を推進するため、計画の見直しや施策の充実を図る。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	(1) LRTの整備や公共交通網の再構築	I Cカードを活用した公共交通の利便性向上策の実施【拡充】	・階層性のある公共交通ネットワークの実現に向け、より便利に市内を移動できる本市独自の運賃負担軽減策の一つとして、ライトラインの開業に合わせた、ライトライン-バス-地域内交通間の乗継割引制度を導入する。
					L R Tの整備	東西基幹交通となるLRTを整備し、脱炭素型公共交通ネットワークの充実を図る。
					公共交通等のネットワーク化の強化	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワーク構築に向けて、L R Tの導入を踏まえたバス路線の再編を行い、鉄道やL R T、地域内交通等と連携した効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年8月のライトライン開業に合わせて、令和4年9月から実施している「バス-地域内交通の乗継割引制度」にライトラインを加え、「ライトライン-バス-地域内交通間の乗継割引制度」を導入した。 上記制度開始に合わせて、広報紙やラジオなどの媒体で、制度周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる運賃負担軽減策の実現に向け、「バスからバスへの乗継割引制度」の導入する。 ICカードや各種運賃負担軽減策の利用状況を踏まえ、引き続き交通事業者と協議・調整を図り、更なる運賃負担軽減策の導入の検討に取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> JR宇都宮駅東側については、全線での試運転・習熟運転や運輸開始認可の取得などを経て、予定通り令和5年8月26日に開業を迎え、開業後約7か月で当初予測の約1.2倍となる、約264万人が利用した。 ライトラインを長期的に安定して運営していくためには、軌道施設等の適切な維持管理を継続して実施していくことが重要となることから、「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を立ち上げ、効率的で効果的な維持管理手法の検討に取り組んだ。 開業後の利用状況等を踏まえ、トランジットセンターや停留場周辺の駐車場の増設に取り組んだ。 市民理解については、国内初の全線新設LRTの開業にあたり実施した「開業記念事業」をはじめ、ベンチドネーションの追加募集や出張ライトライン見学会など、「参加・体験型の取組」を通じて、さらなる理解促進、マイレール意識の醸成に取り組んだ。 沿線の小中学校等に対して、ライトラインの車両を活用した「安全教室」や「乗り方教室」を実施し、交通ルールや乗り方の周知を行ったほか、開業後においては、警察等と連携し、沿線交差点においてドライバーに向けた交通ルール周知啓発活動を実施した。 NCCのまちづくりを一層強化するため、JR宇都宮駅東口停留場から宝木町1丁目・駒生1丁目付近(教育会館付近)までを整備区間と令和4年8月に公表したところであり、令和7年度内の特許申請に向け、「都心部まちづくりプラン」に基づき、将来のまちづくりと一体となって、大通りの道路空間再編や停留場など、LRT導入に係る関係機関との各種検討・協議を進めるとともに、まちの将来像を官民で共有し、各種施策・事業を総合的に推進するため、市民や事業者との意見交換を行った。 市民理解については、JR宇都宮駅西側の事業化に向けた検討状況等について、令和5年10月に駅西側に移設したオープンスクエアを情報発信媒体の一つとして活用し、双方向の取組に取り組んだほか、「ライトライン体験会・意見交換会」を駅西側沿線地区対象に実施し、さらなる理解促進と機運醸成に取り組んでおり、今後とも、あらゆる機会を通じて機運を高めながら、更なる理解の促進を図っていく必要がある。 導入に向けた検討については、ライトラインの整備効果を最大限に発揮し、円滑に事業を推進できるよう、駅東側の開業後に得られた様々な知見を活用しながら、各種検討を綿密に進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して有識者会議を開催し、ライトラインの特性を踏まえた、効率的・効果的な維持管理手法の検討に取り組む。 引き続き、トランジットセンター周辺の駐車場増設を進めるとともに、停留場周辺のトイレ整備に取り組む。 市民理解については、開業から一周年という大きな節目を市民・町民全体で祝福する開業一周年記念事業を実施し、マイレール意識の醸成を図る。 さらなる利用促進に向けて、運行会社や沿線店舗等と連携しキャンペーンなどに取り組む。 安全安心にライトラインを利用していただけるよう、引き続き、生活安心課と連携し、交通ルールの周知に取り組む。 JR宇都宮駅西側のライトライン整備については、引き続き、軌道施設を道路空間に導入した際の交通影響の調査・検討を行い、道路管理者や交通管理者等との協議・調整を図りながら、令和7年度内の特許申請に向けた整備に係る各種検討を行う。 市民理解については、駅西側の事業化に向けた検討状況について、広報紙など、様々な媒体を通じて分かりやすい情報発信に取り組むほか、意見交換会などの双方向の取組をより丁寧に行うなど、上記の開業一周年記念事業を含め、更なる理解促進を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 駅東側バス路線再編については、再編後のバス路線の運行ルートや運行本数などの詳細に係る地域住民やLRT沿線企業との意見交換に加え、自治会回覧やオープンハウスの開催により広く意見聴取を行い、これらの結果を踏まえながらバス事業者と協議・調整を行い、「地域公共交通利便増進実施計画(案)」を作成した。 駅西側バス路線再編については、駅西側LRTの検討状況を踏まえながら再編内容の検討を進め、令和4年8月にはLRTの整備区間の公表と合わせて、バス路線再編の考え方を示した。 地域内交通については、郊外部全地区における地域内交通の運行を支援するとともに、一部の区域で地域内交通を導入している雀宮地区において、地域の運営組織と連携しながら勉強会を行うなど、未導入地区住民の意識醸成を図ることにより、新たに4つの自治会で導入された。 また、市街地部においては、明保地区での令和5年6月の試験運行開始に向けた準備を進めたほか、導入の検討が進んでいる峰地区や細谷・上戸祭地区において、意見交換会やアンケート調査を実施するなど、検討の熟度に応じた支援を行った。 さらには、地域内交通の利便性と運行の効率化を図るため、ICTを活用した「予約・配車システム」の全地区への導入に向けて、準備の整った一部の地区から順次運用を開始した。 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2030年度CO2排出削減目標の着実な達成や本市が目指す「電力調達時からの徹底したゼロカーボン化による『公共交通の脱炭素化モデル都市』」の形成を図るため、「宇都宮市公共交通脱炭素化普及促進事業費補助金」を創設した。 地域内交通の利便性の向上と運行の効率化を図るため、ICTを活用した予約配車システムの実証実験を実施し、検証結果の取りまとめを行った。 地域内交通について、郊外部全地区において地域内交通を運行し、地域の実情に即した移動手段を確保するとともに、市街地部においては、石井地区で本格運行を開始させたほか、地域内交通の導入を検討する明保地区や峰地区、細谷・上戸祭地区において、勉強会やアンケート調査などを実施した。運行区域の拡大や市街地部への導入など、各地域の特性や意向に応じた支援を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅東側バス路線の再編について、引き続き再編後のバス路線の運行ルートや運行本数などの詳細についてバス事業者との最終調整を行い、「地域公共交通利便増進実施計画」を策定する。 LRTの開業とあわせて駅東側バス路線再編を円滑に実施できるよう、バス停の新設や車内音声データの修正等の準備を着実に進めるとともに、再編後の公共交通ネットワークについて、地域住民やLRT沿線企業への丁寧な周知を図る。 駅西側バス路線の再編について、駅西側LRT導入に向けた道路空間の再編や、JR宇都宮駅などの交通結節点の整備の検討状況、現況のバス利用者の利用実態などを踏まえながら、大通りにおけるバスとLRTとの最適な役割分担について検討を進める。 地域内交通について、郊外部においては、地域の持続可能な運行を図るため、利用促進策の検討支援や交通事業者との協議・調整など、適切な支援を行うとともに、市街地部については、明保地区において、令和5年6月に試験運行が開始されたことから、本格導入に向け、引き続き、関係機関との調整や地域住民への周知など準備を進めるほか、その他の導入検討を進めている地区に対しては、地域の特性や意向に応じた、きめ細かな伴走型の支援を行う。 また、令和5年8月のLRT開業に合わせ、LRTと地域内交通の乗り継ぎ利便性の向上に向けて、各地区運営組織と連携しながらLRTと地域内交通を接続する新たな運行ルートの設定や停留所等を設置し、地域とともに利用促進に向けた利用体験会や周知活動などを実施していく。 「地域内交通予約・配車システム」については、全地区への導入に向けて、乗務員への研修や利用者に対する新サービスの説明会の実施やWEB予約の利用の定着を図るため、各地区運営組織と連携しながら、伴走型WEBアプリ登録支援説明会を実施していく。 EVバス等の環境負荷の低減や走行性の向上に資する車両の導入を促進するため、バス事業者やタクシー事業者に「宇都宮市公共交通脱炭素化普及促進事業費補助金」の活用を働きかけていく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	(2) 自転車を利用しやすいまちづくりの推進	自転車を利用しやすい空間の確保	自転車の利用しやすい空間の構築を目指し、自転車走行空間の整備を実施する。
					レンタサイクルの拡充	レンタサイクルの利便性向上を図るとともにシェアサイクル事業の実現に向け検討する。
					自転車通勤の促進	出前講座等を活用して企業の自転車通勤の促進を図る。
				(3) 脱炭素型モビリティの導入促進	E Vの導入促進【拡充】	EV導入を支援することにより、一般家庭の脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図る。
					電気自動車等のカーシェアリングの導入検討	「L R T沿線における脱炭素化促進事業」における端末交通の脱炭素化策の構築を目指す。
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-3	気候変動への適応策の推進	(1) 気候変動に関する普及啓発	気候変動に関する理解と適応策の実践に向けた情報発信【拡充】	気候変動への「適応」に関する正しい理解を促進するための情報発信を推進する。
				(2) 気候変動への適応策の推進	局地的な集中豪雨等への対応【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨等の被害を最小化するための取組として、市民等の参加を得て水防訓練や土砂災害・全国防災訓練を実施する。 ・「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている浸水被害の軽減に向け、河川改修や調整池、雨水幹線の整備、雨水貯留浸透施設設置等を推進する。
					熱中症対策の推進【拡充】	H Pや広報紙等を活用した熱中症予防について周知啓発・注意喚起を実施する。
				農業における気候変動による影響への対応【新規】	県やJ Aをはじめとした関係機関と連携し、高温対策技術等の普及、作期分散や高温耐性品種等の導入支援などに取り組む。	

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車専用通行帯や矢羽型路面表示などの整備手法を用いて、約7.4 km整備し、全体では令和5年度末までに約73.1 km整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道28号線など全12路線、約8.1 kmを整備していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクルの本格導入に向けて、中心市街地でシェアサイクル等の実証実験を実施し、J R宇都宮駅からの端末交通手段としての利用や都心部の回遊性向上に寄与することが確認できた。 ・レンタサイクルの利用実態を把握するため、中心市街地の駐輪場5か所において、利用者に対する調査を行った。 ・調査をもとにレンタサイクルの利用実態の把握・分析を行った結果、中心市街地においては、シェアリングモビリティや公共交通機関への切り替えによりレンタサイクルから転換することが可能であることが確認できた。 【R5レンタサイクル利用者数：42,657人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年・5年度で実施した実証実験を踏まえ、中心市街地などにおいて、高密度なポート設置と車両の大幅増台を実現し、事業者のノウハウを活かしながら、シェアリングモビリティの更なる充実にむけて官民共創で取り組んでいく。 【実施エリア】 ・中心市街地(R4から継続) ・J R宇都宮駅東側L R T沿線 (R5～) 【導入台数】 ・電動アシスト自転車250台(R6.3から150台増設) ・電動キックボード100台(R6.3から40台増設) ・中心市街地のレンタサイクルについては、より利便性の高いシェアリングモビリティや公共交通機関への切り替えにより廃止、郊外部については、当面継続とする方向で検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市HPやライトラインの開催イベントでのブース出展において自転車の利用促進に向けた周知啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の開催を始め、市HPや健康アプリ等を活用して自転車通勤の促進に向け周知啓発を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・給電性能を備えたBEVについて、市場の拡大などにより補助件数が増加した。 (令和4年度：146件 → 令和5年度：179件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給電性能を備えたBEVについて、国が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、適宜補助対象車種を追加するとともに、自動車販売店等と連携した周知を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・「脱炭素先行地域づくり事業（環境省）」において、EV導入に併せた車両の有効活用等の一つとして「カーシェア」の実施について検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素先行地域外の公共・民間施設において、事業の採算性等事業実施の可能性について、引き続き検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への「適応」について、市HPや環境出前講座等において普及啓発を実施し、事業の目的を達成することができた。 ・一方、具体的な適応策について、関係各課と連携しながら、取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に位置付ける地域気候変動適応計画に基づき、本市における「適応」に関する施策等を関係課と連携しながら推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> （警防課） ・水防訓練については、消防職員・消防団員により、実災害時に起こりうる状況を想定した訓練を実施し、水防活動体制の充実・強化を図った。 (河川課) ・「土砂災害・全国防災訓練」については、地域住民、行政、防災関係機関連携のもと、住民避難訓練・情報伝達訓練等を実施し、実効性の高い警戒避難体制の強化や防災意識の向上を図った。 ・浸水被害の軽減に向けて計画的に河川や下水道整備を進めるとともに、公共施設での雨水貯留や田んぼダムの普及促進により河川等への雨水の流出抑制を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> （警防課） ・近年、気候変動による局地的豪雨に伴う自然災害が発生している。甚大な被害をもたらす水害に対し、常備消防保有資器材はもろちんのこと、消防団及び関係機関と連携を図りながら、より安全・確実・迅速な活動を計画し、さらには市民の水防に対する理解及び防災意識の高揚を図っていく。 (河川課) ・本市においても、近年、大雨や台風による土砂災害など甚大な被害が発生していることから、土砂災害による市民の生命・財産の保全及び被害の軽減を図るため、「土砂災害・全国防災訓練」を主催し、避難体制の強化と防災意識の向上を図っていく。 ・台風や集中豪雨による浸水被害の軽減に向けて、「河川整備」「雨水幹線整備」「雨水流出抑制対策」などを所管する関係課が溢水・浸水箇所の情報を共有化するなど、更に連携を強化して計画的に対策を推進する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する周知として、市ホームページや広報紙のほか、市有施設等にポスターを掲示するなど、熱中症に関する正しい知識について広く普及啓発を行ったことで、熱中症予防行動について、市民の理解促進につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き熱中症予防に関する正しい知識の啓発を行うとともに今後予測される危険な暑さから熱中症を予防するため、熱中症警戒アラート発表時等において、あらゆる広報媒体を活用した市民への迅速な情報伝達や予防行動・実践行動の呼びかけを徹底するほか、地域の熱中症弱者や関係団体等が熱中症対策を図れるよう、より一層、庁内の連携体制を強化していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、現地調査を行う際などに、農業者への高温対策技術等の周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県やJAをはじめとした関係機関との連携により、高温対策技術等の周知を行うとともに、高温耐性品種等の開発状況や農業者のニーズ等を踏まえながら、必要な支援を検討していく。

施策		基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
2-1	ごみの発生抑制・再使用の促進	2-1-1	普及啓発の推進	(1) 普及啓発の推進	もったいない運動との連携	市民会議や民間企業と連携し、市民・事業者に対して幅広くもったいない運動について周知する。
					分別強化の推進【拡充】	様々な機会や場、媒体を活用して、ターゲットを捉えた発生抑制・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上を図る。
					環境教育の推進	市民や学校等の各ターゲットに応じた効果的な周知をし、地球温暖化を始めとする環境問題の解決のため、市民の環境に対する理解や意識をさらに高め、問題解決能力を育成し、市民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践につなげていく。
					家庭系生ごみの減量化の推進	排出段階において水切りの徹底を励行するとともに、家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進する。
					きれいなまちづくりの推進	市民等と協働したきれいなまちの実現のため、美化推進重点地区内の巡回指導や路面標示による周知啓発を実施するとともに、条例周知看板など設置物の維持管理を行う。
	ごみの発生抑制・再使用の促進	2-1-2	発生抑制・再使用の推進	(1) 発生抑制の促進	食品ロス削減の推進【新規】	講習会等を通じた市民への意識啓発により、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。 また、様々な機会を活用し、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブを活用し、食品ロスの発生抑制を推進する。
					プラスチックごみの発生抑制の推進【新規】	プラスチックごみ削減の観点からレジ袋の削減を図るため、市民・事業者・行政が一体となって、「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。また、事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り・量り売りの推進、詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を図る。
					リユース品の利用促進	リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、新たなリユースの可能性や利用促進に向けた方策等を検討する。
					粗大ごみの再生品販売	粗大ごみをリユース品として新たに活用するなど、市民のリユース品への理解促進を図る。
					(2) 再使用の促進	

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいないフェアや各種イベント、HPやSNS等を活用しながら、もったいない運動の取組を発信し、普及啓発を図った。 ・市民・事業者が一体となって取り組めるよう、市民会議委員の主体的な情報発信が必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民会議や民間企業等と連携し、各委員所属団体、企業が所有する広報媒体を通じ、効果的な情報発信を実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月から危険ごみを「電池類」と「その他危険ごみ」の2分別に見直したことに伴い、新たな分別冊子を作成し、市内に全戸配布を行うとともに、分別講習会や環境出前講座、広報紙、自治会回覧、新聞折込チラシ等の様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施したことにより、分別精度の向上や清掃センター・ごみ収集車の火災防止に努めた。 ・国際交流プラザ等と連携した外国人向けの情報誌やSNSを活用した周知啓発のほか、不動産管理会社等と連携した共同住宅世帯への周知啓発、大学・専門学校と連携した学生向けの周知啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞折込チラシの発行回数を拡充するとともに、引き続き、分別講習会や市ホームページ、広報紙やデジタルサイネージなどの様々な機会や媒体を活用したごみ分別に関する周知啓発を実施していく。 ・市の情報が伝わりにくい共同住宅世帯や外国人、学生に対し、引き続き、多言語対応が可能で若年層に活用されやすいごみ分別アプリ「さんあ〜る」の活用を促進するなど、ごみの分け方・出し方の周知啓発を強化する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や学校等への出前講座を通して、環境問題解決のための行動変容を促すことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、出前講座等を通して環境教育の推進を図っていくほか、関係機関との連携を一層強化し、市民や学校等に対し、効果的な事業を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や市ホームページ、新聞折込チラシ等を活用した生ごみの水切り徹底を周知したことにより、生ごみの減量化を図った。 ・家庭用生ごみ処理機設置費補助金については、クリーンパーク茂原の火災に伴い補助率を9割に引き上げていた期間（令和5年3月まで）が終了した後も継続的に周知に取り組んだ結果、一定の申請件数を維持しており、家庭用生ごみ処理機の普及が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会や場、媒体を活用した、生ごみの水切り徹底を周知する。 ・家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用に向けた情報を発信する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのないきれいなまちづくりを推進するため、広報紙や自治会回覧、路面標示の修繕などを行い、より多くの市民等に対して、周知啓発を行った。 ・特に、中心市街地の「美化推進重点地区」においては、人通りやポイ捨てが多い場所での指導員による巡回指導や、関係課と連携したオリオン通り商店街での深夜パトロールの実施のほか、外国語版リーフレットの配布など、環境美化の意識啓発やポイ捨て防止に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、きれいなまちづくり推進に向け、これまでの取組を実施するとともに、増加する外国人居住者や市外からの来訪者などに対して、様々な媒体を活用し幅広く周知啓発を行っていく。 ・特に、「美化推進重点地区」においては、指導員による巡回頻度の拡充や、地域団体及び関係機関等と連携した合同パトロールの実施など、取組を強化していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブの通年受付や庁内関係課・事業者と連携したフードドライブの実施により、食品ロスの削減につながった。 ・広報紙や自治会回覧、新聞折込チラシ等を活用するなど、様々な機会や媒体を活用した食品ロスに関する周知啓発により市民・事業者の意識醸成を図った。 ・事業系マニュアル等を活用した食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用について周知し意識醸成を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎におけるフードドライブの通年受付、庁内関係課・事業者と連携したフードドライブを実施していく。 ・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した食品ロス削減に関する周知啓発を実施するとともに、食品ロスの削減に向けた新たなフードシェアリングサービスの活用について、もったいない市民会議等と連携しながら、市民・事業者に対する周知啓発を実施していく。 ・引き続き、ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を活用した周知啓発のほか、エコショップ等認定店における過剰包装の抑制やマイバッグ持参のPR等に取り組んだことで容器包装廃棄物の減量化を推進した。 ・戸別訪問指導時や食品衛生責任者講習会における、事業者への周知啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、エコショップ等認定店との連携を図りながら、マイ箸・マイバッグのマイマイ運動を推進し、市民や事業者のプラスチックごみ削減の推進を図る。 ・大規模・中規模事業所への戸別訪問による適正処理の指導を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> (ごみ減量課) ・リユースを含めた3Rの取組について分別冊子に掲載し、全戸配布を行うとともに、各地区市民センター等と連携したリーフレットの配布などの周知啓発を実施するなど、リユースに対する市民の意識醸成を図った。 (廃棄物政策課) ・リユース品の利用促進に向けた先進市視察を実施するなど、新たなリユース手法についての情報収集に努めた。 ・粗大ごみに含まれるリユース可能品の有無や量などの調査を行い本市の実態を把握することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> (ごみ減量課) ・リーフレットの配布やホームページの活用による、リユースショップ・フリマアプリ等の紹介や利用方法等に関する情報提供を行う。 (廃棄物政策課) ・本市における排出状況や現行の再生品提供事業を踏まえた、リユース可能品目や実施手法を検討する。 ・効果的なリユース事業に関する先進事例の情報収集を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市環境学習センターで実施している家具・自転車の再製品提供事業では、利用者の利便性を図るため、窓口及びホームページからの申し込みを受け付け、多数の申込みがあり、リユース品への理解促進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの申し込みを継続するとともに、InstagramなどSNSを活用した情報提供や周知啓発を実施し、リユース品活用の促進を図る。

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
2-2	資源循環利用の推進	2-2-1 資源循環利用の推進	(1) 資源循環利用の推進	拠点回収事業における資源化の推進【拡充】	清掃工場に持ち込まれた剪定枝を拠点回収し、事業者との連携によりチップ化することで、更なる資源化の拡大を図るとともに、市民配布などによる循環利用を促進する。また、家庭から排出される不用になった食用油、小型家電、インクカートリッジを拠点回収することで、焼却ごみの減量化、資源化を図る。
				公共施設における資源化の推進	市有地等から発生する剪定枝などの資源化を図るとともに、更なる資源化を推進するため、清掃工場におけるバイオマス発電等の熱エネルギーの有効活用する。
				新たな資源循環利用の推進	先進自治体や資源化事業者からの情報取収を実施するとともに、組成分析調査の調査結果を踏まえながら新たな資源循環利用の仕組みづくりについて調査研究を進めていく。
	2-2-2 各主体による資源化の促進	(1) 市民・事業者主体による資源化の推進	リサイクル推進員活動支援の推進	研修会の開催や情報紙「みやくりん」の発行等の事業を通して、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。	
			エコショップ等の普及促進【拡充】	3R活動に積極的に取り組む小売店舗、飲食店舗等を「宇都宮市エコショップ」「宇都宮市エコレストラン」として認定し、事業系ごみの減量化・資源化を図るとともに、ホームページ等を通じて認定店による3R活動の取組内容を市民に広報することにより、市民・事業者の3R行動の実践と定着を図る。	
			資源物集団回収の推進	地域における資源物集団回収を通して、地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進していく。	
事業系ごみの減量化・資源化の促進【拡充】			生ごみや剪定枝などの、民間の資源化施設を活用した資源化への誘導や、生ごみの減量化に向けた事業者への支援に係る検討など、事業系ごみの減量化・資源化を促進する。		
2-3	適正な処理の推進	2-3-1 適正な収集・処分体制の推進	(1) 適正な収集・処分体制の推進	ごみステーションの維持管理への支援	自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理が行われるよう支援する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<p>(廃棄物政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンパーク茂原における受入の通年化や、大型映像装置等を活用した効果的な周知により、チップ化量は増加しており、焼却ごみの減量化・資源化に資することができた。 (ごみ減量課) ・廃食用油、使用済小型家電、使用済インクカートリッジの拠点回収において、廃食用油の回収拠点を拡充したほか、様々な媒体を活用した周知啓発を行ったことにより、安定的な回収量の確保を図った。 	<p>(廃棄物政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、剪定枝の更なる資源化量拡大に向け、様々な媒体を活用した効果的な周知啓発を行っていく。 (ごみ減量課) ・引き続き、市民のリサイクル意識の醸成に向け、拠点回収事業の周知啓発を行う。 ・スーパーや市有施設における廃食用油の回収拠点を拡充し、回収量の増加を図る。 ・市有施設における使用済小型家電、使用済インクカートリッジの拠点回収を推進する。
計画どおり	<p>(廃棄物政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有地等から発生する剪定枝の資源化の実施および更なる資源化に向けた庁内における周知啓発を行い資源化を推進した。 (廃棄物施設課) ・クリーンパーク茂原およびクリーンセンター下田原について、バイオマス発電等により安定した熱エネルギーの有効利用が図られた。 ・クリーンパーク茂原については、さらに隣接する市有施設への熱源供給により熱エネルギーの有効活用が図られた。 	<p>(廃棄物政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有地等から発生する剪定枝の資源化を推進する。 ・市関連施設から排出される生ごみの資源化に向けた先進事例の情報収集や本市に適した生ごみの資源化手法の検討を行う。 (廃棄物施設課) ・引き続き、清掃工場におけるバイオマス発電等の熱エネルギーの有効活用を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源について、環境省の「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を通して、居住形態ごとの分別協力度などの課題を抽出することができた。 ・羽毛布団の資源化について先進事例の調査、本市における排出量調査を実施し、羽毛布団のリサイクルに向けた事業スキームを検討することができた。 ・リサイクル技術の最新動向や他自治体の導入実績等の情報収集に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源の分別収集の導入に向けて、環境省の「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」で得た成果等を踏まえ、プラスチック資源化施設のあり方の検討を行う。 ・粗大ごみとして排出された羽毛布団の資源化を実施する。 ・リサイクル技術の最新動向や他自治体の導入実績等の情報収集を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、参集形式による研修会や施設見学会を実施するとともに、情報紙「みやくるりん」において他地域の好事例を紹介するなど、リサイクル推進員の育成及び活動の支援を図った。 ・リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動支援を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援を行う。 ・情報紙「みやくるりん」の発行については、適宜、リサイクル推進員のニーズを捉えた内容に見直ししていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページやごみ分別アプリを活用したエコショップ等認定制度の周知により、認定店数の増加と、認定店の取組内容の周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市ホームページ等を活用し、認定店における取組内容等を紹介する。 ・フードシェアリングの活用促進事業の実施に併せ、食品ロスの削減に取り組むエコショップ等の拡充を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞や雑誌等の発行部数の減少や、スーパー等の店頭回収などの影響により、集団回収の回収量が減少している状況において、広報紙や市ホームページにより集団回収の活動紹介を行うなど、実施団体の活動を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物集団回収の活性化やごみの資源化の推進に向け、資源物集団回収の報償金単価を7円に引き上げるとともに、ごみの分別精度の向上に向けた取組などについて実施団体への周知や自治会回覧を行う。
計画どおり	<p>(廃棄物政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関連施設から排出される事業系生ごみの減量化・資源化に向け、市内小中学校から排出される給食残渣の資源化手法について検討した。 (ごみ減量課) ・事業者への戸別訪問指導時において、事業系マニュアル等を活用しながら、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用、再生可能な資源の活用に関する周知啓発を実施し、意識醸成を図った。 	<p>(廃棄物政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校における給食残渣資源化に向けた実証実験を実施する。 (ごみ減量課) ・継続的に戸別訪問指導を行うとともに、廃棄物管理者講習会の受講対象者を拡充するなど、指導の強化に取り組む。 ・引き続き、プラスチックごみの発生抑制や、フードシェアリングの活用を通じた食品ロス削減の働きかけを実施する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や集合住宅管理者等に対する周知啓発を実施し、ごみステーションの適正管理を図った。 ・不適正排出等の通報があったごみステーションについては、分別チラシのポスティングなどを行うとともに、自治会や不動産管理会社へ情報提供を行った。 ・GIS(地理情報システム)を活用して、ごみステーションの適正な維持管理や美化へ支援をしたことにより、ごみステーションの適正管理を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や集合住宅管理者等に対する適正排出に関する周知啓発の実施する。 ・市民からカラス対策として折り畳みボックスの作成について相談があった場合には、希望に応じて、市職員が折り畳みボックスの作成と使用方法の講習会を開催するなど、必要な支援に取り組んでいく ・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGISを活用し実施する。 ・GISを利用したごみステーション情報の管理を図る。

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
2-3	適正な処理の推進	2-3-1 適正な収集・処分体制の推進		作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な処理運搬体制を確保する。また、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を確保する。	
			(1) 適正な収集・処分体制の推進	ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行う。 クリーンパーク茂原については、供用開始から23年が経過しており、次期ごみ焼却施設の整備に向けて、安定的なごみ処理や、カーボンニュートラルの推進に資するよう、次期ごみ焼却施設の処理方式や処理能力などの基本的事項の方向性を明らかにする「宇都宮市一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）整備基本構想」を策定する。	
			(2) 適正な処理の推進	事業系ごみの適正処理の推進 【拡充】	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導（展開調査）を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組む。
				災害廃棄物の適正処理に向けた対応 【拡充】	災害廃棄物を円滑かつ適正に処理できるよう、災害種別に応じた仮置場候補地の確保や収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築、各種災害に対応するための手順などを検討する。
	2-3-2 不法投棄の未然防止・拡大防止	(1) 適正処理の推進	様々な手法による市民等への適正処理に向けた意識啓発	市民等へ適正処理の意識を啓発するため、広報紙やホームページ、自治会回覧などの手法により周知啓発を実施する。	
			廃棄物排出事業者に対する指導 【拡充】	廃棄物の適正処理確保のため、産業廃棄物処理業者や排出事業者に対する立入調査や指導を実施する。	
		(2) 不法投棄の未然防止	不法投棄監視カメラの設置 【拡充】	不法投棄の未然防止のため、不法投棄多発地点に監視カメラを設置し、不法投棄の監視を行う。	
			地域住民による監視活動、清掃活動への支援	地域の良好な環境を確保するため、地域住民による不法投棄監視活動や清掃活動に対し支援する。	
			市内郵便局との連携 【新規】	「包括連携協定」を活用し、不法投棄の早期発見に向け、より速やかに対応できる体制を構築する。	
		(3) 不法投棄の拡大防止	不法投棄の速やかな回収・処分	良好な生活環境の早期回復を図るため、不法投棄の現場を速やかに確認し、早期に撤去する	
不法投棄された土地の速やかな原状回復	良好な生活環境の早期回復を図るため、自治回覧による周知啓発を行うとともに、通報等に基づく現地調査を速やかに実施し、土地の所有者等に対して適正管理の指導を行う。				

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者に対し年4回研修会を実施し、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を推進した。 ・委託事業者と連携しながら、搬入調整を実施し、市内の処理施設へ効果的・効率的に収集運搬を実施した。 ・「ふれあい収集事業」の業務の効率化を図るため、申請情報の管理と現地調査を並行して実施できる体制を構築し、収集運搬担当者とも迅速に情報の共有を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続を図る。 ・委託契約の更新にあわせて、ごみ収集量の均衡化などを検討しながら、安全・確実な収集運搬体制の継続を図る。 ・「ふれあい収集事業」を適切に実施する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場については、適切な施設の維持管理を行い、安定的なごみ処理を確保した。 ・エコパーク下横倉については、浸出水処理施設を適切に管理し、計画処理水質に適合した水質を確保するとともに、安定的な埋立処分を行った。 ・クリーンパーク茂原長寿命化総合計画を踏まえ、基幹設備等の整備・修繕工事を実施しており、施設の長寿命化を図っている。 ・次期ごみ焼却施設の整備に向けて、基本的事項の方向性を明らかにするため、令和6年3月に宇都宮市一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係法令等を遵守し、適切な施設の維持管理を行っていく。 ・クリーンパーク茂原長寿命化総合計画を踏まえ、計画的な整備・修繕工事を実施し、長寿命化を図りながら、次期ごみ焼却施設の整備までの安定的な処理体制を確保する。 ・「一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）整備基本構想」（令和6年3月策定）に基づき、効果的・効率的なごみ処理体制の構築に向け、次期ごみ焼却施設の基本条件や施設計画、事業計画等を明らかにする「ごみ焼却施設整備基本計画」を策定する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業所や中規模事業所への戸別訪問指導を計画的に実施した。（2年で全ての対象事業所を訪問する計画） R5年度訪問実績：大規模事業所167件、中規模事業所61件（実施率100%） ・ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出事案について調査・指導を実施した。 R5調査：66件、指導：24件 ・清掃工場における展開調査を行った。 R5展開調査実績：1回（令和6年1月31日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業所や中規模事業所への戸別訪問指導については、「一般廃棄物処理基本計画」において、取組指標（事業所への戸別訪問指導の実施率100%を維持）として位置付けていることから、今後とも計画的に訪問指導を実施する。 ・今後も、ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出事案に対する調査・指導を実施するとともに、清掃工場における展開調査を強化し、適正処理を推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル及び応援協定に基づく訓練等を庁内関係課や関係団体等を対象に実施し、初動対応期における行動や連携体制の理解を深めるとともに、対応の迅速化・円滑化を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員対応の円滑化・効率化・更なる向上を図るため、「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく継続的な訓練等を実施する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・6月と3月に広報紙に記事を掲載、9月に自治会回覧を行い、多くの市民等に廃棄物の適正処理意識の啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も様々な手法を活用し、廃棄物の適正処理意識の啓発を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物による周辺の生活環境への影響を防止することを目的として、廃棄物中間処理施設などを中心に立入検査を適正に実施するとともに、事業者に対して、廃棄物処理基準の遵守や、契約・マニュアル等について、適切な指導、助言を行うなど、適正処理を確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理を徹底させるため、引き続き、中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所への立入検査を計画的に実施し、事業者に対し、法の基準遵守を指導していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラを増設した場所一帯については、新たな不法投棄を抑制することができた。 ・監視カメラを設置している周辺は、不法投棄されにくく、一定の抑止効果が得られているが、設置していない場所については、依然として不法投棄事案が発生していることから、効果的な監視カメラの配置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、不法投棄の発生状況に応じ、迅速かつ効果的に監視カメラを設置し、監視体制を強化していく。 ・特に、不法投棄多発地点等については、高性能監視カメラの導入高性能化や監視パトロールとの一体運用など、巡回ルートの見直しと併せて上で、更なる監視体制の強化を検討する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となる清掃活動については、要望があった地域に対し、収集した廃棄物を市が回収することで土地の原状回復を支援するとともに、土地の管理に対しては、不法投棄防止用看板や資材（杭、ロープなど）を配付し、不法投棄の未然防止対策を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も住民意識の向上を図れるよう、地域住民が主体となる不法投棄監視活動や清掃活動を市が継続的に支援していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市内郵便局からの不法投棄通報件数は0件であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も「包括連携協定」を活用し、不法投棄物を早期発見できるよう取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・道路脇などの不法投棄において、不法投棄の現場を速やかに確認し、警告文書を貼付したのち、一定期間経過後、関係課と連携して不法投棄物を速やかに回収・処分した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も不法投棄の通報等があった時点で迅速に現場を確認し、不法投棄の拡大防止のため速やかな回収・処分を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者や管理者の意識啓発に向け、9月に土地の適正管理に係る自治会回覧を行った。 ・行為者が判明しない不法投棄において、私有地に不法投棄された際、不法投棄の拡大防止を図るため、土地所有者や管理者等に投棄物の撤去を指導するとともに、再発防止に向け、土地の適正管理を指導した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、不法投棄の未然防止・拡大防止を図るため、土地の所有者等に対する周知啓発や指導を行う。

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容		
3-1	生物多様性の保全	3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	(1) 自然に親しむきっかけづくり	人と生きもののつながりに関する周知啓発 【拡充】	市有施設や各種イベントなどにおいて実施している自然環境パネル展に加え、ツイッター（現X）等のSNSや様々な広報媒体を活用し、生物多様性の大切さに気付くためのきっかけとなる情報を発信する。
					自然観察会等の実施 【拡充】	自然に親しむきっかけづくりとして、身近にある自然を活用した各種イベントにおける体験型プログラムなどの自然に親しむ活動を、内容の充実を図りながら実施する。
				(2) 学ぶ場の創出	出前講座の実施 【拡充】	次世代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代に対し、生物多様性に興味を持ち、理解を深めることができるプログラムを用意し、学校や地域等のニーズに応じた出前講座を実施する。
					生物多様性に配慮した事業活動へ向けた情報発信 【拡充】	事業者の生物多様性の大切さの理解を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン」の配布や、各事業者に合った取組事例の紹介を実施する。
					環境学習センターと連携した環境学習機会の提供 【拡充】	あらゆる世代を対象とし、環境学習の拠点である環境学習センターを中核とした様々な場において、多様な主体と連携し、生物多様性の大切さについての理解促進を目的とした講座を実施する。
					学校における意識の醸成 【拡充】	未来を担う子どもたちの、生物多様性の大切さについての理解を促進するため、補助教材を作成し、活用する。
					(3) 活動へつなげる支援	環境リーダー等の人材育成
				「こどもエコクラブ」の育成		子どもの頃から環境とふれあい、体験する、子どもエコクラブについて、講座等を実施するなどクラブの育成を図る。
				うつのみや生きものつながり活性化事業の推進 【新規】		地域特性に応じた里地里山の保全活動などに関するノウハウやフィールドを持つ市民団体と環境保全活動を通じた社会貢献に意欲を示す事業者を結びつけ、生物多様性保全活動の活性化を図る。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展・広報紙・自治会回覧・市ホームページ・X等による情報発信を行った。 ・引き続き、生物多様性の認知度向上に向け、より効果的な周知啓発を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の認知度向上のため、パネル展・広報紙・X等、各世代に適した様々な広報媒体を活用して、身近でわかりやすい情報を発信していく。 ・パネル展について、開催回数を増やすとともに、より目を引くよう展示内容を見直すなど、周知啓発を強化する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生を対象とした自然観察会を2回（27名）開催するとともに、各種イベントに体験ブースを出展し、参加者からの好評を得た。 ・引き続き、自然に親しむきっかけづくりとなる場を提供していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、自然に親しむきっかけづくりとして、自然とふれあう体験型プログラムを充実させていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・主に小学校低学年を対象として、出前講座を5回（139名）実施することができ、生物多様性に興味を持ち・理解を深める機会を提供することができた。 ・引き続き、生物多様性に関する世代に応じた理解促進を図るため、生物多様性に関心を持たせ・理解を深める場を提供していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、子どもたちをはじめ幅広い世代を対象に出前講座を実施していくとともに、学校と連携した「宇都宮学」による学び場を提供していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した事業者の取組2事例について、市ホームページ上に紹介ページを掲載している。 ・引き続き、生物多様性に配慮した事業活動に関する事業者の理解促進を図るため、効果的な情報発信をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、生物多様性に配慮した事業活動の促進に向けて、事業者に「生物多様性民間参画ガイドライン」を配付していくとともに、事業者の先進的な取組事例について、情報収集・発信をしていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センターにおける生物多様性分野の講座や各種イベントについては、使用施設の改修工事等に併い一部中止になったものの、概ね計画どおり実施することができた。 ・引き続き、生物多様性の大切さについての理解促進の場を提供していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、環境学習センターと連携して自然観察会等の身近でわかりやすい講座を実施していく。
計画どおり	<p>（景観みどり課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」に基づく取組や緑の役割について、分かりやすく伝えるため、緑化に関する補助教材「みどりはともだち」を、令和5年2月に策定した「第3次宇都宮市緑の基本計画」を踏まえた内容へと改訂し、小学校（3年生）を対象に配布し、緑や自然環境に対する普及啓発を図った。 （学校教育課） ・「宇都宮学」の学習単元「宇都宮の生きもの」における学習を通して、生物多様性の大切さについての理解促進を図った。総合訪問や要請訪問で指導助言を行い、引き続き授業の充実を図る必要がある。 	<p>（景観みどり課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「みどりはともだち」を配布・活用を図ることで、未来を担う子どもたちへ緑や自然環境に対する普及啓発に取り組んでいく。 （学校教育課） ・引き続き、「宇都宮の生きもの」の授業における実践事例を収集し、各学校で紹介するなど、授業の充実を図ることで、生物多様性の大切さについての理解を促進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施にあたっては、教育機関や環境団体、地域団体等との連携を強化し、幅広い主体における人材育成を図ることが出来た。 ・環境保全活動を担う人材育成につなげるため、もったいない運動等の講座の実施における連携について、一層の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動に取り組む団体等に講座を実施してもらうよう働きかけを行うなど、地域団体との連携の強化を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センターを事務局とする環境未来館こどもエコクラブ及びみずほの自然探検隊のメンバーは常に満員であり、新規募集を停止するほど盛況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、仕様書に定める環境学習センターの指定管理業務として、各種情報提供や適切な指導を通じてクラブの育成を図っていく。
計画より遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・うつのみや生きものつながり活性化事業について、マッチング第1号による保全活動が6回開催（のべ151人参加）された。 ・本事業の周知のため、清原・平出工業団地へのチラシ配付、市CSRホームページへの掲載、環境協定締結工場への事業周知を行った。 ・事業開始以降、活動団体が1組にとどまっていることから、環境保全活動の活性化に向け、本事業の更なる推進が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の登録を増やすため、情報収集を行い登録に向けた働きかけを効果的に行うとともに、事業者に対しては、あらゆる機会を捉えた登録市民団体の紹介を行い、本事業を活用した新たな活動団体の獲得を目指す。

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
3-1	生物多様性の保全	3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進 (1) 生きものとその生息・生育環境の保全	自然環境基礎調査の実施・活用 【拡充】	地域特性ごとの自然環境の現況や経年変化を確認するとともに、貴重な生きものや在来の生態系に影響を及ぼす生きものなどの状況を把握し、生物多様性の保全に向けて活用する。
				自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の開催	周辺環境に与える影響が大きいと考えられる本市の公共事業を実施するにあたり、自然環境の保護・保全対策について自然環境専門家からアドバイスを受け、自然環境への負荷低減を図ることを目的とした会議を開催する。
				自然環境保全地域等の監視活動 【拡充】	県の「自然環境の保全及び緑化に関する条例」で指定される自然環境保全地域等をはじめとした重要な地域について、盗掘等の防止対策として定期的な監視活動を実施する。
				里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化	(公財) グリーントラストうつのみやとの連携による緑地保全活動や緑の普及啓発に取り組むとともに、企業による樹林地の維持管理・育成への取組を支援するなど、協働による管理・育成に努める。
				周辺環境と調和した多自然川づくりの推進	自然環境に配慮した河川整備に取り組むとともに、良好な河川環境を保全するため、市民協働による河川愛護活動の取組を推進する。
				森林施業の推進 【拡充】	市有林においては「市有林の更新等に関する実施計画」(5か年計画)に基づき皆伐などの適正な森林施業に取り組むとともに、民有林においては森林環境譲与税を活用し、宇都宮森林組合が実施する下刈や間伐などの整備に要する経費の一部の補助支援や森林経営管理制度の推進に取り組む。
				農村の自然環境・景観の保全	地域全体で農地等を維持・保全するための共同活動の支援を実施する。
				都市緑地の保全・活用 【拡充】	・都市緑地として公有地化したまとまりのある緑地について、各緑地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、(公財)グリーントラストうつのみやと連携しながら、保全・活用していきます。また、鶴田沼緑地において、市民が身近に親しめる憩いの場として活用していけるよう、引き続き未取得用地の計画的な取得に努める。
				文化財の保存・活用	市民協働による文化財愛護活動を通して史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んでいく。
天然記念物の保全	樹勢回復が必要な天然記念物支援のため補助金を交付することや、市所有の天然記念物に関しては、定期的な剪定を行い、樹勢の維持管理を実施する。				

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の現状及び経年変化の把握のため、業務委託により文献調査・自然環境専門家への聞き取り調査・現地踏査等を経て現地調査計画を作成し、12月（冬季）から現地調査を実施している。（令和5・6年度継続事業） ・生きものやその生息・生育環境を保全するため、着実に調査を実施するとともに、その結果を生物多様性保全に向けて活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、現地調査計画に基づき秋季まで着実に調査を実施するとともに、国等の動向（ネイチャーポジティブの推進等）や自然環境専門家等の意見を踏まえ、令和7年度の生きものつながりプラン改定等に資する資料を作成し、本市の生物多様性保全に活用していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・全2回（3事業）のアドバイザー会議を開催し、専門家から自然環境への負荷低減に係るアドバイスを受けることにより、事業実施課において、モニタリング調査の継続実施などを事業に反映した。 ・引き続き、有効なアドバイスを受けられるよう、適切に当該会議を運営していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、公共事業に係る自然環境への負荷低減を図るため、事業の進捗状況に合わせて、適宜、アドバイザー会議を開催していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域（鬼怒川中流域）、緑地環境保全地域（羽黒山、長岡）、重要配慮地域（鶴田沼周辺ほか11か所）について、定期的に監視活動を実施した。 ・引き続き、自然環境保全地域等の自然環境が確保されるよう、効果的な監視活動を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も自然環境の保全や生物多様性の確保のために、自然環境保全地域等についてチェックポイントなどを定め、定期的かつ効果的に監視活動を実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）グリーントラストつなみやと連携し、計画的かつ効果的な維持管理を行い、都市緑地の保全に取り組むとともに、オリオンスクエアの大型映像装置やイベント等におけるPR動画の放映など各種広報媒体を活用した事業の情報発信に努め、緑の普及啓発に取り組んだ。 ・（公財）グリーントラストつなみやと企業との協定等に基づく緑地保全活動を支援し、樹林地の維持管理に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地として公有地化したまとまりのある緑地や、樹林地の保全に向けて、（公財）グリーントラストつなみやと連携しながら、各緑地等の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていく。 ・企業が樹林地の維持管理・育成に取り組める機会の創出や、活動の支援等を行い、協働による管理・育成の仕組みを充実させる。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息環境や多様な景観を保全しながら、治水対策と両立させた河川整備に取り組んだ。 ・河川愛護グループに補助金を交付し、河川の除草・清掃などの河川愛護活動を支援した。 ・市主催の「川の日クリーン作戦」や河川愛護会が主催する「自然観察会」などの多自然川づくりのイベント開催を支援し、市民の河川環境保全意識の醸成を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した河川整備を推進する。 ・良好な河川環境の形成及び保全に寄与するため、河川環境基金を活用した河川教育や美化緑化などの取組の充実に向けた検討を進めるとともに、引き続き、「川の日クリーン作戦イベント」の開催や愛護会が主体となったイベント開催を積極的に支援し、活動参加者の増加に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市有林の整備については、公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」に基づき、森林整備を実施した。 ・民有林の整備についても、民間事業者による森林整備への支援等を通じて一定の施業量を確保した。今後「森林経営管理制度」の本格運用により更なる施業量の確保が必要となることから、施業量を増加させる方策として、民間事業者の人材育成・確保や経営基盤を強化する支援策を新たに創設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市有林について、計画期間内での適切な市有林施業を進めていくとともに、民有林についても、引き続き森林環境譲与税を活用して民間事業者による民有林整備を補助支援するとともに、民間事業者の経営基盤強化支援策を効果的に活用して民有林整備の施業量の拡大に取り組んでいく。また、森林整備の推進にあたり、県が実施する人材育成事業との連携を図りながら、担い手の確保・育成に係る事業を展開する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈や水路の泥掃除など水路の維持管理活動を行う地域の認定組織に対し、多面的機能支払交付金事業を活用し活動費の一部を支援する取組を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多面的機能支払交付金事業を実施するなど、地域で活動する認定組織を支援していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地化した緑地について計画的・効果的な維持管理を行うとともに、鶴田沼緑地の未取得用地を取得した。 ・（公財）グリーントラストつなみやと連携し、貴重な動植物等の生育・生息環境となっている自然生態系を保全しながら、市民が身近にふれあえる場として、緑地を活用した。 ・鶴田沼緑地について、自然環境調査を実施し、自然環境の現状を把握するとともに、調査結果を基に自然環境アドバイザー等の意見を伺い、環境改善対策の検討を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地化したまとまりのある緑地について、各緑地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、（公財）グリーントラストつなみやと連携しながら、保全・活用していく。 ・鶴田沼緑地を市民が身近に親しめる憩いの場として活用していけるよう、国庫補助金を活用し、未取得用地の計画的な取得と散策路などの必要な整備を進める。 ・鶴田沼緑地について、貴重な自然環境を保全できるよう、今後の対策方針等の見直しを検討するとともに、環境改善対策の実施を検討する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の所有者や文化財愛護活動団体に対し、文化財保存事業費補助を通じた支援を行うとともに、市民遺産制度の新規募集や同制度補助を通じた支援を行い、指定文化財等の適切な保存や活用に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、文化財保存事業費補助金や市民遺産制度を通じた支援を行い、指定文化財等の適切な保存と活用を実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・樹勢回復が必要な天然記念物の樹勢回復事業を行った。市所有の天然記念物に関しては、定期的な剪定を行い、樹勢の維持管理を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、所有者や管理者の理解を得ながら、樹勢回復事業を通じた支援を行うとともに、本市所有の天然記念物についても、定期的な剪定等を行うなど、天然記念物の適切な保全に取り組んでいく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-1	生物多様性の保全	3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	(2) 生きものとその生息・生育環境の変化への対応	外来種に関する周知啓発 【拡充】	外来種の持ち込みや野外放逐等の抑制を図るため、市有施設等におけるパネル展示等を実施し、各地域における外来種の影響についての周知啓発を実施する。
					外来種防除活動の実施・支援 【拡充】	在来種に悪影響を及ぼす外来種の駆除活動を実施するとともに、様々な活動を行う団体等について、その活動を広く周知するなど、市民等への情報発信等による支援を実施する。 また、本市への侵入が懸念されるクビアカツヤカミキリについて監視を強化していく。
					気候変動による生きものへの影響の調査研究・活用 【拡充】	気候変動が及ぼす本市に生息・生育している生きものへの影響について調査し、把握するとともに自然環境の保全に活用する。
					気候変動への適応策に関する理解促進に向けた情報発信 【拡充】	気候変動への「適応」に関する正しい理解を促進するための情報発信を推進する。
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-1	農地等の多面的機能の維持向上	(1) 農地や里山・樹林地の保全と活用	優良農地の確保・保全	農用地区域における無秩序な開発を抑制するとともに、農業振興地域整備計画の適正管理を図る。
					森林施業の推進 【拡充】 (再掲)	市有林においては「市有林の更新等に関する実施計画」(5か年計画)に基づき皆伐などの適正な森林施業に取り組むとともに、民有林においては森林環境譲与税を活用し、宇都宮森林組合が実施する下刈や間伐などの整備に要する経費の一部の補助支援や森林経営管理制度の推進に取り組む。
					農地・農業用水等の保全の推進 【拡充】	多面的機能支払交付金事業を活用した活動費の支援や地域で活動する認定組織の支援を推進する。
					遊休農地等の有効利用の促進	遊休農地等の有効利用の促進するため、遊休農地を借り受けて耕作しようとする農業者等に対し、遊休農地の再生作業に係る費用の一部を交付する。
					地域特性を活用したエコツーリズム等の検討・実施	都市と農村の交流促進や、地域活性化を図るため、事業を実施する団体への支援を実施する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、自治会回覧、ホームページ、講座、パンフレット、図書館等でのパネル展示や標本展示による周知啓発を実施した。 ・外来種の影響に関する認知度については、令和7年度の目標である90%の達成に向け、引き続き、認知度の向上に結びつく効果的な周知啓発を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各種媒体・機会を活用し、市民に向けた外来種に関する正確な情報の発信をするとともに、外来種の影響に関する認知度の向上に結びつく、より効果的な内容となるようを検討を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの連絡体制の強化を図るため、従来の電話・メール等による相談受付に加え、市民通報システム「宮ココ」を活用した迅速な通報体制を構築した。 ・県内で被害が拡大している特定外来生物クビアカツヤカミキリについて、市内12カ所の監視活動や市立全小中学校の樹木点検のほか、本市2例目の被害確認を受けて緊急調査を実施した。 ・引き続き、効率的かつ効果的な外来種防除対策を実施するため、栃木県外来種被害対策協議会や関係部署と連携して対策に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種による被害拡大を防止するため、市民に向けた正確な情報の発信や、電話・メール・「宮ココ」等による通報受付から現地調査、駆除など、国・県と連携して迅速に対応していく。 ・クビアカツヤカミキリについては、栃木県外来種被害対策協議会や関係部署と一層連携し、監視活動の拡充など、早期発見・早期防除に取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の現況及び経年変化を把握し、気候変動が及ぼす生きものへの影響把握が行えるよう、業務委託により文献調査・自然環境専門家への聞き取り調査・現地踏査等を経て現地調査計画を作成し、12月（冬季）から現地調査を実施している。（令和5・6年度継続事業） ・生きものやその生息・生育環境を保全するため、着実に調査を実施するとともに、その結果を生物多様性保全に向けて活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、現地調査計画に基づき秋季まで着実に調査を実施するとともに、国等の動向（ネイチャーポジティブの推進等）や自然環境専門家等の意見を踏まえ、令和7年度の生きものつながりプラン改定等に資する資料を作成し、本市の生物多様性保全に活用していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への「適応」について、市HPや環境出前講座等において普及啓発を実施し、事業の目的を達成することができた。 ・一方、具体的な適応策について、関係各課と連携しながら、取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に位置付ける地域気候変動適応計画に基づき、本市における「適応」に関する施策等を関係課と連携しながら推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域に係る問合せに迅速かつ適切に対応するとともに、農用地区域からの除外について、法に基づき適正に審査し、計画変更に係る手続きを行った。 ・農用地の適正に管理に向け、農業生産基盤や土地利用の現況・見通しを踏まえ、農業振興地域整備計画を令和6年4月に改定予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の農業振興地域整備計画の改定に向け、基礎調査を実施するなど、NCCのまちづくりと連携しながら、引き続き農用地区域を適正に管理していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市有林の整備については、公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」に基づき、森林整備を実施した。 ・民有林の整備についても、民間事業者による森林整備への支援等を通じて一定の施業量を確保した。今後「森林経営管理制度」の本格運用により更なる施業量の確保が必要となることから、施業量を増加させる方策として、民間事業者の人材育成・確保や経営基盤を強化する支援策を新たに創設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市有林について、計画期間内での適切な市有林施策を進めていくとともに、民有林についても、引き続き森林環境譲与税を活用して民間事業者による民有林整備を補助支援するとともに、民間事業者の経営基盤強化支援策を効果的に活用して民有林整備の施業量の拡大に取り組んでいく。また、森林整備の推進にあたり、県が実施する人材育成事業との連携を図りながら、担い手の確保・育成に係る事業を展開する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・65活動組織が農地・水環境の保全活動を実施した。本市の農地・農業用施設を適正に管理するため、農地の持つ多面的機能の維持・発揮に向けた活動のエリア拡大が必要がある。 ・活動組織の活動の継続や活動面積の拡大、新規組織の立ち上げを促進していくため、令和5年3月に事務作業を一括して行う広域活動組織を設立した。（令和5年4月時点18組織加入） 	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金制度について、個別説明会や地域からの相談等の機会を捉え、本市の現状や課題等を示しながら、既存組織に対しては、活動の継続や活動面積の拡大、組織活動を行っていない地域に対しては、新規組織の立ち上げを促進していく。 ・また、新たに立ち上げた広域活動組織の事務局運営を支援するとともに、広域活動組織への未加入組織に対しても、個別説明等の機会を捉え、加入のメリット等を説明し、加入促進を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・対象農地の荒廃程度が高く本事業の活用なかったが、県事業をの活用により0.8haの遊休農地の解消が進んだことから、遊休農地解消の支援策について継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ、JAと連携しながら遊休農地の早期発見に努めるとともに、本事業について周知し、遊休農地の更なる解消を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を活用したエコツーリズムは、地域の活性化や都市と農村の多様な交流を推進する上で有効な機会であることから、本市の農資源を活用した交流事業を実施する地域団体等を支援する補助を行ったが、令和5年度は実績がなかったことから、支援内容を見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、より都市と農村の交流や農村地域の活性化が図られるよう、これまでの補助による支援を見直し、ニーズに合った新たな支援策を検討するなど、地域特性を活用したエコツーリズムに取り組んでいく。

施策		基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-1	農地等の多面的機能の維持向上	(2) 環境にやさしい農林業の促進	農村の自然環境・景観の保全(再掲)	地域全体で農地等を維持・保全するための共同活動の支援を実施する。
					環境にやさしい営農活動の普及促進	有機農業などに取り組む農業者に対して、環境保全型農業直接支払交付金により必要な支援を行ない、環境にやさしい営農活動の普及に取り組む。
					地産地消の推進	地場農産物・販売店等マッチング事業による宇都宮産農産物の活用などにより、地産地消の普及啓発と宇都宮産農産物の消費拡大に取り組む。
	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-2	都市の緑の保全と創出	(1) 市民主体の緑化運動の推進	里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化(再掲)	(公財)グリーントラストつのみやとの連携による緑地保全活動や緑の普及啓発に取り組むとともに、企業による樹林地の維持管理・育成への取組を支援するなど、協働による管理・育成に努める。
					中心市街地の緑化推進【拡充】	・中心市街地を中心に、市街地再開発事業などと連携しながら緑化の推進を図る。また、公共用地や民有空き地等での緑あふれる空間づくりを推進する。
				(2) 都市拠点における緑化推進	市街地の農地等の保全・活用	「第3次都市計画マスタープラン」や「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」等を踏まえながら、都市農地の保全・活用に向けた制度運用の検討を進めていく。
					都市緑地の保全・活用【拡充】(再掲)	・都市緑地として公有地化したままとりのある緑地について、各緑地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、(公財)グリーントラストつのみやと連携しながら、保全・活用していく。また、鶴田沼緑地において、市民が身近に親しめる憩いの場として活用していけるよう、引き続き未取得用地の計画的な取得に努める。
					(3) 緑と憩いの拠点づくり	身近な生活圏の公園整備
				拠点公園の整備・活用		水上公園の新たな利活用に向け、地域二一ズを踏まえた特色ある公園整備を実施する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈や水路の泥掃除など水路の維持管理活動を行う地域の認定組織に対し、多面的機能支払交付金事業を活用し活動費の一部を支援する取組を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、多面的機能支払交付金事業を実施するなど、地域で活動する認定組織を支援していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業などの環境保全型農業に取り組む団体に対し、環境保全型農業直接支払交付金による支援を実施するとともに、化学肥料から有機質肥料に置き換える実証栽培を実施するなど、環境にやさしい営農活動の普及促進とグリーン農業の推進を図った。取組の更なる拡大を図るため、支援を継続するとともに、支援内容の周知を広く行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に効果の高い営農活動の拡大を図るため、引き続き、環境保全型農業直接支払交付金による支援や実証栽培を実施するとともに、様々な機会を通じて支援内容の周知を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の普及啓発については、例年実施している「地産地消マルシェ」をライトラインの開業関連イベントと一体的に実施したことで、例年以上の集客を確保できたほか、市民に加え来訪者に対しても地場農産物のPRを実施することができた。 ・また、宇都宮産農産物の消費拡大については、市内小中学校における地産地消に向けたマッチングを重点的に取り組んだことで、18件のマッチングを行い、その内12件の取引を成立させた。 ・国が、「みどりの食料システム戦略」を策定し、持続可能な食料システムの構築が求められるなか、地産地消については、グリーン農業の推進など社会課題の解決にあたり、農産物を運ぶ距離が短くなることで、エネルギーとCO2排出量の削減につながり、環境への負荷を軽減する効果期待できることから、更なる市民への理解を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地産地消の普及啓発については、世界的スポーツイベントなど注目されるイベントが本市で開催される予定となっていることから、大きな効果が期待できるPR機会を捉え、情報発信を強化する。 ・また、宇都宮産農産物の消費拡大については、マッチングによる地産地消の拡大に向けて、学校関係者、JAなど関係機関と意見交換を行いながら、学校給食における更なる地産地消の拡大に向けた検討を行っていく。 ・グリーン農業などの市民理解については、地産地消マルシェなどを活用して、グリーン農業の意義や環境負荷低減への効果など必要性をPRすることにより、市民への理解促進を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）グリーントラストうつのみやと連携し、計画的でかつ効果的な維持管理を行い、都市緑地の保全に取り組むとともに、オリオンスクエアの大型映像装置やイベント等におけるPR動画の放映など各種広報媒体を活用した事業の情報発信に努め、緑の普及啓発に取り組んだ。 ・（公財）グリーントラストうつのみやと企業との協定等に基づく緑地保全活動を支援し、樹林地の維持管理に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地として公有地化したまとまりのある緑地や、樹林地の保全に向けて、（公財）グリーントラストうつのみやと連携しながら、各緑地等の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていく。 ・企業が樹林地の維持管理・育成に取り組める機会の創出や、活動の支援等を行い、協働による管理・育成の仕組みを充実させる。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生と連携した民間事業者の花壇への植栽や、高校生と連携したハンパ広場・オリオンスクエア等へのプランター設置、高校生や緑化ボランティアと連携したシンボルロード等へのハンギングバスケットの設置やJR宇都宮駅周辺の緑化に取り組むなど、中心市街地に華やかな緑空間を創出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関・団体等との連携を密にし、公共施設や公共的な空間を有する民間施設等の緑化を推進していくとともに、ハンギングバスケットの設置時期を見直すことにより、年間を通して緑の充実を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地の保全・活用に向けて、生産緑地地区の運用を令和4年度に開始し、令和5年度の指定件数は1件、面積は0.63haであった。（合計5地区、1.77ha） ・生産緑地制度の活用促進に向け、生産緑地制度の対象となる市街化区域の居住誘導区域外において、面積500㎡以上の農地を所有する530名を対象に、制度概要等の案内を送付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内関係課やJAと連携を図りながら、生産緑地地区の都市計画決定を行う。 ・令和5年度末において、市街化区域内に農地を所有している方等を対象に、JAと連携して実施したアンケート調査の結果を分析し、今後の運用を検討していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地化した緑地について計画的・効果的な維持管理を行うとともに、鶴田沼緑地の未取得用地を取得した。 ・（公財）グリーントラストうつのみやと連携し、貴重な動植物等の生育・生息環境となっている自然生態系を保全しながら、市民が身近にふれあえる場として、緑地を活用した。 ・鶴田沼緑地について、専門家による自然環境調査を実施し、自然環境の現状を把握するとともに、調査結果を基に自然環境アドバイザー等の意見を伺い、環境改善対策を検討を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地化したまとまりのある緑地について、各緑地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、（公財）グリーントラストうつのみやと連携しながら、保全・活用していく。 ・鶴田沼緑地を市民が身近に親しめる憩いの場として活用していけるよう、国庫補助金を活用し、未取得用地の計画的な取得と散策路などの必要な整備を進める。 ・鶴田沼緑地について、貴重な自然環境を保全できるよう、今後の対策方針等の見直しを検討するとともに、環境改善対策の実施を検討する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、地域の要望等を踏まえ、子ども向け遊具や健康遊具、四阿などを計画通り設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ワークショップなどにより地域ニーズを捉えながら、地域の特性に応じた個性ある公園整備に取り組む。また、地元要望の四阿や遊具増設などは、必要性や優先度などを整理しながら、計画的な整備に取り組む。地域の特性に応じた個性ある公園整備に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に発注した本体工事が完了し、令和3年8月に供用を開始した。 	<p style="text-align: center;">—</p>

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-3	水資源の確保	(1) 水を大切に する意識の醸成	水循環に関する教育の 推進	セミナーの実施等により水循環に関する教育の推進を図る。
					上下水道に関する普及 啓発 【拡充】	広報紙の発行をはじめ、イベントの開催やイベント時の普及啓発グッズの提供、各種 広報媒体の活用等により普及啓発を図る。
		3-2-3	水資源の 確保	(2) 既存水源 等の保持	水質保全に関する要望 活動の実施	水質活動に関する要望活動を実施し、既存水源等の保持に取り組む。
					水源涵養活動・水質保 全活動の協力依頼	水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼を行い、既存水源等の保持に取り組む。
					かんがい排水施設の整 備等の推進	農業用水の合理的・安定的な確保を図るための事業を実施する。
					民有地への雨水貯留・ 浸透施設の設置促進	民有地における雨水貯留・浸透施設の設置費補助制度について、市民や事業者の皆様 の理解・普及促進を図るため、多様なPR・周知活動を実施する。
	3-2-4	河川環境 の保全と 創出	(3) 水の適正 かつ有効な循環 の促進	道路における雨水浸透 舗装の整備	雨水地下水浸透を促進し地下水の涵養を図るため、歩道の透水性舗装の整備を推進す る。	
				周辺環境と調和した多 自然川づくりの推進 (再掲)	自然環境に配慮した河川整備に取り組むとともに、良好な河川環境を保全するため、市 民協働による河川愛護の取組を推進する。(再掲)	
	3-2-4	河川環境 の保全と 創出	(1) 水辺に親 しめる空間の創 出	まちづくりと併せた河 川・緑地等の一体的な 保全と活用	・「第3次都市計画マスタープラン」を踏まえ、都市における貴重な緑空間の保全・創 出などに向けた都市計画制度等の運用を行う。	
				河川整備の推進	「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている浸水被害の早期解消に向け、市 管理河川(都市基盤河川、準用河川、普通河川)の整備を推進する。	
	3-2-4	河川環境 の保全と 創出	(2) 治水対 策・河川機能の 保全	河川維持管理の実施	河川区域内における除草や害虫駆除の実施などにより、河川機能の適正な保全を進めて いく。	

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 「お届けセミナー」については、小学校等に訪問する「出前形式」に加え、ICTの利用促進やコロナ対策の一環として令和3年度より導入した「オンライン形式」を継続し、子供たちがタブレット端末を使ってクイズに参加できる内容や、浄水場・水再生センター職員と中継をつなぎ質疑応答を行うなどオンラインならではの講座内容としたことで好評を得たところである。（出前形式：35校、オンライン形式：8校） 「サマーセミナー」については、水の循環についての講座と水を使用した実験を行うことで、水と上下水道について関心を持ってもらえるようなプログラムを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「お届けセミナー」については、学校において施設見学の機会が減少していることから、上下水道施設の紹介動画を制作し、それらを講座内に組み込むことで、上下水道について、より理解を深められるよう、講座内容の充実を図る。 「サマーセミナー」については、上下水道事業への理解・関心が高まるような実験、本市の水道水のおいしさをPRできるような講座を引き続き実施する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 本市で開催される様々なイベントに出展し、水の飲み比べ体験を多くの方に体験してもらい、本市の水道水のおいしさについてPR活動を行った。 泉水のモンドセレクション金賞受賞や上下水道局で実施している取組について、広報紙・HP、上下水道局公式X（旧twitter）等SNSにおいても配信することにより、広く周知を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市上下水道事業への理解促進に向け、引き続き、広報紙やSNSなど様々な媒体を活用しながら、積極的な周知・啓発に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、7月に「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」において、厚生労働省や環境省等の関係機関に対し、危機管理対策の充実や化学物質の規制強化など水道水源の水質保全対策の推進等に関する要望活動を実施した。 既存水源等を保持するためには、同協議会等と連携しながら、関係機関に要望していくなど、継続的な取り組みが必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、同協議会等、関連する流域と連携を図り、関係機関に対して、水質保全に関する要望活動を実施し、既存水源等の保持に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度も昨年度に引き続き、水源涵養活動として、各水道委員会及び水源協力会との協定に基づき、定期的に除草や清掃等の水源涵養活動を実施した。また、水質保全活動として、取水地点上流域の住民等へ、油流出防止や異常水発見時の報告を求めるチラシの配布を行った。 既存水源等を保持していくためには、水源や上流域の地域住民等と協働していくなど、継続的な取り組みが必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、水源や上流域の地域住民等と協働し、水源涵養活動・水質保全活動を行い、既存水源等の保持に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良区等が所有する用排水路の適切な維持管理のために必要な、修繕・更新等の整備に要する費用の一部を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、土地改良区等が所有する用排水路の適切な維持管理のために必要な整備を支援していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙や局広報紙への記事掲載、自治会やまち懇でのパンフレット配布、イベント出展等でのPR活動などによる、雨水浸透・貯留施設設置費補助制度の普及啓発を行った。 これらのPR・周知活動により、制度の認識は広がってきているが、雨水活用や浸水被害軽減への市民理解と意識の変化を促しながら、設置を促進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、PR・周知活動を継続的に行うことで更なる設置促進を図るとともに、市民に対し「自らも浸水対策に取り組む」という意識の醸成を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路整備事業及び都市部での道路改良事業において、歩道の透水性舗装を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、雨水地下水浸透を促進し、地下水の涵養を図るため、歩道の透水性舗装の整備を推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 生物の生息環境や多様な景観を保全しながら、治水対策と両立させた河川整備に取り組んだ。 河川愛護グループに補助金を交付し、河川の除草・清掃などの河川愛護活動を支援した。 市主催の「川の日クリーン作戦」や河川愛護会が主催する「自然観察会」などの多自然川づくりのイベント開催を支援し、市民の河川環境保全意識の醸成を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境に配慮した河川整備を推進する。 良好な河川環境の形成及び保全に寄与するため、河川環境基金を活用した河川教育や美化緑化などの取組の充実に向けた検討を進めるとともに、引き続き、「川の日クリーン作戦イベント」の開催や愛護会が主体となったイベント開催を積極的に支援し、活動参加者の増加に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 緑地協定制度等の周知啓発に取り組み、公共空間や宅地内の緑化推進に努めた。 市街化調整区域の地区計画による宅地開発において、自然環境と調和した緑豊かな住宅地とするため、地区整備計画の垣・柵の制限について生垣を推奨するとともに、緑化率の設定に向け検討を行いながら、計画策定において事業者に助言している。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな都市空間の確保・居住環境の形成に向け、各種緑化制度を活用した宅地内等の緑化の推進や、都市緑地等の保全を引き続き実施する。 引き続き、垣・柵や緑化率の制限について事業者に助言していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 市管理河川（都市基盤河川、準用河川、普通河川）において、浸水被害の解消に向け計画的に河川整備を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向け、地域住民や地権者の理解促進を図りながら、計画的に河川整備を推進する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 河川区域内の除草や害虫駆除を計画的に行い河川環境の保全に努めるとともに、河川本来の流下能力を発揮できるよう、護岸修繕や堆積土砂の浚渫を実施するなど、適切な維持管理を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の溢水や氾濫を防止し、適正な河川流水機能を確保するため、護岸の修繕や浚渫などを行うとともに、河川区域内の除草や害虫駆除等を計画的に実施することで、河川環境の保全を図り、適正な維持管理を行っていく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-5	良好な景観の保全と創出	(1) 歴史的・文化的景観の整備と活用	大谷の名勝・文化的景観保存整備事業の推進	大谷の景観の普及活動を進めていくとともに重要文化的景観選定に向けた取組を実施する。
					文化財の保存・活用(再掲)	市民協働による文化財愛護活動を通して史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んでいく。
				(2) 景観形成の総合的な推進	景観計画を活用した景観づくりの推進	・本市ならではの景観を保全・活用・創出し、地域特性に応じた魅力ある街なみを形成する。
				景観に関する意識の啓発【拡充】	景観に関する市民意識向上を図るため、関係団体と連携・協力しながら出前講座等により周知・啓発に取り組んでいく。	
				屋外広告物の規制誘導	業界団体等と連携し、屋外広告物制度の周知及び屋外広告物の安全点検、安全管理に係る周知啓発に取り組んでいく。	

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 重要な構成要素の権利者の合意を得て、令和6年1月に文化庁に重要文化的景観選定申出書を提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年10月11日の重要文化的景観の選定を受け、選定記念講演会などによる文化的景観の普及啓発を行い、令和7年度以降には整備活用計画の策定等を進め、景観の保全に努めていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の所有者や文化財愛護活動団体に対し、文化財保存事業費補助を通じた支援を行うとともに、市民遺産制度の新規募集や同制度補助を通じた支援を行い、指定文化財等の適切な保存や活用に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、文化財保存事業費補助金や市民遺産制度を通じた支援を行い、指定文化財等の適切な保存と活用を実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> LRT沿線（鬼怒通り駅東地区）及び釜川周辺地区においては、景観づくり推進協議会を開催し、景観形成重点地区指定等に向けた、地元関係者等との意見交換や、景観形成に対する検討を実施することができた。 大谷石建築物等の保全・活用については、大谷地区の所有者等に個別訪問を行い、まちなみ景観保全補助金やライトアップ機材貸出について周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> LRT沿線（鬼怒通り駅東地区）の指定に向けた取り組みを着実に推進するとともに、各地区において、引き続き、地域住民・団体や関係機関との連携を図り、魅力ある都市景観の形成に向けた、景観形成重点地区等の指定や景観づくり活動について地元理解の促進に取り組む。 重点地区等の指定を目指す団体との連携を図りながら、景観づくり活動の内容などの検討を行うほか、重点地区指定済みの地域については、宇都宮市魅力ある都市景観づくり整備費補助金の周知や景観アドバイザーを活用した修景等への助言、支援制度の拡充検討を行うなど、地域の特性を生かした良好な景観形成に向けた支援に取り組んでいく。 大谷石建築物等の保全・活用への支援については、大谷石建築物の修繕やライトアップ等の支援制度をホームページや所有者への個別訪問において周知啓発する中で、写真などを効果的に活用し、制度への理解を深めてもらい、大谷石のある魅力的な景観形成の促進に取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> うつのみや百景ツアーについては、バスツアーや徒歩ツアーのほか、ライトラインを活用した新たなツアーを取り入れることで、景観に対する意識の高揚を図ることができた。 パネルの展示や出前講座についても適宜開催し、市民協働による景観づくりに向けた市民参加型の啓発活動を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、より多くの市民に景観に対する意識啓発を図るため、SNS等を活用した情報発信の充実や、関係団体との連携による、うつのみや百景の推奨回遊ルートの公開など、啓発事業の強化に取り組んで行く。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページ等への掲載により、制度の周知及び安全管理に取り組んだ。 LRT沿線の屋外広告物の実態調査を実施し、実態の把握とともに是正指導に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、引き続き、制度及び安全管理の周知に努めるとともに、広告組合との連携を強化し、優良広告物の誘導を図る。 令和6年度は国道等の実態の把握、是正指導について、業務委託により実施していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
4-1	環境調査、監視等の充実	4-1-1	大気汚染状況の監視	(1) 大気汚染の常時監視	大気汚染の常時監視	大気汚染防止法に基づき、大気汚染の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握する。
				(2) 光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグに関する常時監視や注意喚起のほか、光化学スモッグ注意報が発令された場合における適切な周知を行う。
		4-1-2	水質汚濁状況の監視	(1) 河川・地下水の水質監視	河川・地下水の水質監視	水質汚濁防止法や「栃木県水質測定計画」に基づき、市域の河川地下水の水質監視を行い、環境基準の達成状況を把握する。
				(2) 異常水質事故の未然防止等の実施	異常水質事故の未然防止等の実施	異常水質事故や地下水汚染による被害を防止する。
		4-1-3	騒音振動の調査	(1) 自動車・新幹線騒音等の調査	自動車・新幹線騒音等の監視	騒音規制法等に基づき自動車騒音、東北新幹線騒音・振動及び航空機騒音に係る調査を行い、環境基準の達成状況を把握するとともに周辺住民の良好な生活環境確保のため要望活動を実施する。
4-1-4	放射線や化学物質の調査	(1) 放射線量や化学物質調査の実施	放射線量や化学物質調査の実施	放射線量の調査を実施する。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中のダイオキシン類の監視を行い、環境基準の達成状況を把握する。		
4-2	発生源対策の充実	4-2-1	工場・事業場の監視・指導	(1) ばい煙・排水・騒音等に関する監視・指導	ばい煙・排水・騒音等に関する監視・指導	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等に基づき、規制対象施設に係る届出の適切な審査や当該工場・事業場への厳格な立入検査・指導を実施する。
				(2) アスベスト飛散防止対策の推進	アスベスト飛散防止対策の推進【拡充】	改正大気汚染防止法に基づき、アスベストの飛散・ばく露防止の推進を図るため、特定粉じん排出作業を含む解体等工事に係る届出の適切な審査や当該工事への立入検査・指導などを実施する。
				(3) 土壌汚染に関する監視・指導	土壌汚染に関する監視・指導	土壌汚染対策法に基づく届出の適切な審査や、土壌汚染が判明した土地の監視や当該土地所有者等への適切な指導を実施する。
				(4) 公害苦情等に係る相談対応の実施	公害苦情等に係る相談対応の実施	市民から寄せられる公害苦情等に係る相談に適切に対応する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づき、市域における大気中の光化学オキシダントやPM_{2.5}など、大気汚染物質の常時監視を適切に実施した。 ・本市の大気環境は良好に保全されているが、大気環境の維持向上のため、引き続き大気汚染の状況を適切に把握する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染常時監視体制を適宜見直すとともに、測定機器等については適正保守や費用対効果も考慮した計画的な更新により測定値の信頼性を確保しながら、大気汚染の適切な状況把握を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグについて適切な監視や市の広報紙による注意喚起を行った。また、令和5年度は、5月と7月に光化学スモッグ注意報が発令され、ホームページ等で周知を行った。引き続き、光化学スモッグの適切な監視と、注意報発令時の迅速な周知等が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダントやその関連物質の常時監視を重点的に行っていく。また、関係機関と連携し、適切かつ迅速な周知等を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づき、市域における河川・地下水の水質調査を適切に実施した。 ・河川・地下水の水質を適切に把握するため、発生源の所在や水質の現況等を考慮し、調査地点や調査項目について適宜見直すとともに、適切な委託管理により測定値の信頼性を確保していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源の所在や水質の現況等を考慮し、調査地点や調査項目について適宜見直すとともに、適切な委託管理により測定結果の精度を確保しながら、引き続き河川・地下水の水質の適切な状況把握を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・河川への油類流出等、異常水質事故が2件発生したが、すべて適切に対応した。 ・異常水質事故や地下水汚染防止のための事業者等への啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常水質事故や地下水汚染防止のための事業者等への啓発を継続するとともに、事故発生時は関係課と連携し対策マニュアルに基づき適切な対応を迅速に行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動の状況を適切に把握し、防衛省、自衛隊及び鉄道会社に対し、各1回要望書を提出した。引き続き、市域における騒音・振動の適切な状況把握や、騒音等原因者への要望活動などを行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・測定精度を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行っていく。また、その結果や苦情の発生状況等を基に関係機関等への要望活動を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・空間放射線量・ダイオキシン類の状況を適切に把握した。 ・本市の生活環境は良好に保全されているが、引き続き適切な状況把握を行う必要がある。 ・近年、大規模な自然災害が頻発しており、有害物質の飛散、流出への一層の対応強化が必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・測定精度を確保しながら、市民の安全安心確保のため、引き続き空間放射線量・ダイオキシン類の測定を行っていく。 ・災害発生時における他市の取組内容について調査・分析を行いながら、緊急時の環境調査の更なる迅速化や事業者への周知啓発の強化等について検討する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境法令に基づく届出を適切に審査した。 ・工場・事業場における排水基準超過が0件であり、この状況を維持するため、引き続き、法令遵守の徹底に向けた取組は必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の徹底を図るため、各工場・事業場への計画的な立入検査や指導を継続するほか、過去に規制基準を超過した工場・事業場に対しては、立入検査回数を増やすなど監視・指導を重点的に行っていく。 ・適正かつ迅速な届出審査を徹底していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく届出のあった解体等工事について、すべて立入検査を行い、作業基準への適合を確認した。令和2年6月に改正された大気汚染防止法に基づき、新たな規制対象として追加されたアスベスト含有成形板等（レベル3）の除去等に関する監視・指導を効果的、効率的に実施するなど、解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策を一層推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に国が導入した石綿事前調査結果報告システムについて広報紙やホームページにより周知を図るとともに、令和5年10月着工の工事から適用された、有資格者等による石綿事前調査の義務化の周知を図るほか、吹付アスベスト等（レベル1、2）の全件立入検査や、レベル3の解体工事の全件を基本とした立入検査を実施する。また、事業者の法令遵守の徹底を図るため広報紙や市ホームページなどにより、効果的な周知や指導を実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法に基づく報告等について適切に審査した。令和5年度は要措置区域が1カ所、形質変更時要届出区域が3カ所指定された。 ・また、土壌汚染状況調査に関する土地所有者への適切な指導を行った。引き続き、法に基づく審査等や土地所有者等への指導が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人への健康被害を防止するため、法に基づく審査等を適切に行うとともに、土地開発に係る事前協議などを活用して情報収集し、土地の形質変更を行う者への土壌調査の指導を適切に行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情等に関する各種相談を229件受け付け、すべて適切に対応した。法令の規制対象とならない公害苦情相談や多分野にまたがる公害苦情相談が顕在化していることから、関係課と連携を図りながら適切に対応していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑・多様化する公害苦情等への適切な対応に向け、相談事例を検証・蓄積していく。

施策		基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
4-2	発生源対策の充実	4-2-2	事業者等への意識啓発	(1) 宇都宮市環境協定の推進	宇都宮市環境協定の推進	宇都宮市環境協定の締結を促進する。また、締結事業者への協定基準値遵守を指導するとともに、環境にやさしい取組の実施等について推進する。
				(2) 環境保全意識の啓発	環境保全意識の啓発【拡充】	事業者の法令遵守や近隣公害防止への配慮等について、説明会やホームページ等を通じた効果的な環境保全意識の啓発を実施する。
		4-2-3	自動車排出ガス対策の充実	(1) 電気自動車等の普及促進	E Vの導入促進【拡充】(再掲)	EV導入を支援することにより、事業者における脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図る。
					燃料電池車の導入促進【新規】(再掲)	県と連携しながら、市内に水素ステーションの誘致を図るなど、燃料電池自動車等の普及促進を図る。
				(2) 電気自動車等のカーシェアリングの導入検討(再掲)	電気自動車等のカーシェアリングの導入検討(再掲)	「L R T沿線における脱炭素化促進事業」における端末交通の脱炭素化策の構築を目指す。
		(3) アイドリングストップの普及拡大	アイドリングストップの普及拡大	「エコドライブ」の普及拡大を図る。		
		4-2-4	生活排水対策の充実	(1) 生活排水処理施設整備の推進	生活排水処理施設整備の推進	「生活排水処理基本計画」に基づき生活排水処理施設の整備を計画的に進めていく。
				(2) 公共下水道等における生活排水の監視	公共下水道等における生活排水の監視	「生活排水処理基本計画」に基づき、適正な生活排水の処理が行われていることを確認するため、定期的に水質調査を実施する。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の積極的な環境への取組を促進するため、工業団地の担当者研修会において、協定の概要等について周知を行った。また、協定締結事業者から報告された環境活動について、優良事例を市ホームページ等に掲出した。 ・引き続き、事業者の主体的な環境活動を啓発していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな環境協定締結工場の獲得に向けて協定締結の意義を分かりやすく解説したリーフレットを作成し対象事業者に配付する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向け啓発チラシを改訂し、6月に自治会回覧を実施（15,422部）。また、工業団地内全企業へ環境行動啓発チラシ等を配付した。 ・引き続き、市民の良好な生活環境を確保するため、事業者等に対し、更なる意識啓発や環境配慮行動の推進を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の積極的な環境配慮に向けた取組の促進に向け、啓発チラシに掲出する事業者の優れた取組内容を更新する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・給電性能を備えたBEVについて、市場の拡大などにより補助件数が増加した。（令和4年度：146件 → 令和5年度：179件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給電性能を備えたBEVについて、国が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、適宜補助対象車種を追加するとともに、自動車販売店等と連携した周知を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県と意見交換を実施しながら、燃料電池車の普及に向けた県央地区における水素ステーションの誘致に向け、他県事例や事業者の動向等の情報収集を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・県や周辺自治体の動向を注視しながら、燃料電池車自動車の普及に向けた水素ステーションの誘致について検討していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・「脱炭素先行地域づくり事業（環境省）」において、EV導入に併せた車両の有効活用等の一つとして「カーシェア」の実施について検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素先行地域外の公共・民間施設において、事業の採算性等事業実施の可能性について、引き続き検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ通勤に関するチラシをホームページに継続して掲出したほか、工業団地内の全企業へ配付した。引き続き、「エコドライブ」への意識向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の収集に努め、適宜チラシの内容を見直し、継続的なホームページ掲出やチラシの配付による啓発を継続していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道については、事業計画区域における整備を計画的かつ効率的に実施している。今後も効率的に整備を進めるため、関係課と連携を図り、情報共有に努める必要がある。 ・合併処理浄化槽については、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいる。今後も生活排水の適正処理の重要性・必要性に関する啓発や補助制度の周知に、継続して取り組むとともに、さらなる合併処理浄化槽の整備促進に向けて、周知啓発の方法を工夫する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道については、関係課と情報共有を図り、計画的かつ効率的に整備を実施する。 ・合併処理浄化槽については、様々な広報媒体による周知啓発のほか、「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、積極的な補助制度の利用勧奨や、保守点検業者や清掃業者を活用した補助制度の周知に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・水再生センター等の集合処理施設の放流水を調査し、水質基準に適合していることを確認した。 ・水環境の保全に向け、放流水の水質を把握し、良好な水質を維持する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、水再生センター等の集合処理施設からの放流水の水質調査を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
5-1	「もったいない」のこころの醸成	5-1-1	市民総ぐるみによるもったいない運動の推進	(1) もったいない運動を活用した普及啓発	もったいない運動の趣旨やSDGsの理念を取り入れた出前講座の実施 【拡充】	出前講座を通して、市民の環境に対する理解や意識をさらに高め、問題解決能力を育成し、環境に配慮した行動の実践につなげる。
					もったいないフェア、コンクール、顕彰事業など普及啓発事業の実施	もったいないフェア等のイベントを通して子供から大人まで幅広い世代に「もったいない運動」の周知を行う。
		5-1-2	もったいない運動を取り入れたイベントの開催	(1) 環境イベント等を通じた普及啓発	環境月間・もったいない月間に合わせた周知啓発（グリーンリボン等）	職員・議員へのグリーンリボンの配布や普及啓発活動などを実施し、市民への周知を図る。
					「もったいないフェア」など環境配慮型イベントの実施	もったいないフェアの開催により各団体が取り組むもったいない運動について市民に周知し実践促進を図る。
			民間企業等と連携した普及啓発の実施	市民会議や民間企業等と連携し、市民・事業者に対して幅広くもったいない運動について周知する。		
5-2	自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	5-2-1	環境学習の場と機会の提供	(1) 環境配慮行動に資する総合的な情報発信	スマートフォンアプリ・SNS等ICTを活用した情報発信 【拡充】	市民に親しみのある情報媒体を活用した情報発信を推進し、市民の環境配慮に関する意識醸成を推進する。
					市民目線に立ったわかりやすい情報発信	実物の展示によってわかりやすく伝えるとともに、環境部全体の連携による効果的な意識啓発の実施について検討していく。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施にあたっては、周知チラシを活用し、効果的な周知を行うことで、機会を創出し、講座を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各ターゲットに応じた効果的な周知を行うとともに、講座内容の見直しを行い、出前講座の内容充実を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいないフェアを4年ぶりに会場で開催し、「もったいない運動」の実践及び脱炭素型ライフスタイルへの変容につながる内容のイベントを開催した。 ・もったいない運動市民会議と連携し、各世代に応じた効果的な広報媒体を活用しながら、4半期ごとにテーマを設定し計画的な情報発信を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、SNSやもったいないフェアなどの周知機会を活用し、世代ごとの特徴を踏まえた「もったいない運動」の実践促進を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月の環境月間に市職員・議員に対しグリーンリボンの配布を行うほか、「マイMy運動」や「もったいない残しま10！」運動を通し「もったいない」のこころの醸成を図ることができた。 ・より多くの市民にもったいない運動を実践してもらうため、具体的な実践行動を効果的に周知していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、グリーンリボンの配布や庁内放送などを実施するほか、「残しま10！運動」などの家庭で取り組める身近な「もったいない運動」の周知啓発を行うとともに、全世代を対象に実践促進を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいないフェアを4年ぶりに会場で開催し、「もったいない運動」の実践及び脱炭素型ライフスタイルへの変容につながる内容のイベントを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいないフェアを含めたイベント等でのもったいない運動の効果的な実践促進方法について検討し、実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なステークホルダーで構成される「もったいない運動市民会議」と連携し、各団体の特色を生かした効果的な普及啓発を行うことにより、もったいない運動の認知度が向上した。 ・もったいない運動の認知度、実践率が上昇していることから普及啓発事業、実践促進事業の効果が一定程度見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民会議や民間企業等と連携し、SNSやもったいないフェアなどの周知機会を活用し、世代ごとの特徴を踏まえた「もったいない運動」の実践促進を図る。
計画どおり	<p>(環境創造課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インスタグラムを活用したもったいない運動の取組やイベントの周知を行うなど、効果的な情報発信を実施することが出来た。 ・リーチ数、フォロワー数が順調に増加していることから、今後も情報様々な媒体で情報発信をしていく。 <p>(環境保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Xを活用した情報発信を行い、生物多様性の大切さに気付くためのきっかけとなる情報を効果的に発信することができた。 ・引き続き、身近でわかりやすい情報を発信し、生物多様性についての正しい理解とその保全に関する意識の醸成を図る必要がある。 <p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や市公式LINE「教えてミヤラー」を活用し、資源とごみの分け方・出し方に関する周知啓発に努めた。 	<p>(環境創造課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各種SNSを活用した情報発信を行っていくとともに、市民に普段の生活においても実践できるよう旬な情報の発信に努め、アクセス数の増加を図る。 <p>(環境保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、Xを活用した情報発信を行っていくとともに、より効果的な活用に向けた検討を行い、生物多様性の大切さについての理解促進を図る。 <p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、社会科補助教材の活用促進を図るとともに、小・中学生に加え、関係団体と連携し、情報が行き届きにくい外国人などを対象とした講座開催を働きかけていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で中止されていた外部イベントの多くが再開され、センターが実施する講座等への参加や小学校の施設見学数も増加した。 ・各施設見学の参加者を増やしていくため、積極的な案内を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や環境学習センター講座参加者に向けての周知など、引き続き効果的な広報活動に取り組んでいく。

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容
5-2 自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	5-2-1 環境学習の場と機会の提供	(2) 環境学習センターを核とした環境学習の充実	環境問題や地域特性を踏まえた環境学習講座の実施 【拡充】	受講者の年齢層や地域の環境問題及び市民のニーズに応じた講座を実施する。
			教育機関と連携した環境教育の推進 【拡充】	教育機関と連携した環境学習の推進強化を図るため、施設見学等を実施する。
			自主活動グループの活動支援	グループでの活動場所や活動成果の発表の場を提供し、人づくりの推進を図る。
			多様な機会を捉えた環境出前講座の実施	小中学校等への案内送付や市広報誌による掲載により環境出前講座の周知を図り、多様な機会を捉えた講座を実施する。
	5-2-2 地域における環境保全活動を担う人材の育成	(1) 環境活動を担う次世代の人材育成	もったいない運動の趣旨やSDGsの理念を取り入れた出前講座の実施	会員企業による出前講座のほか、ジュニア向け講座を実施し、市民、事業者等のSDGsに対する認知度向上や理解・実践の促進を図る。
			「こどもエコクラブ」の育成 (再掲)	子どもの頃から環境とふれあい、体験する、子どもエコクラブについて、講座等を実施するなどクラブの育成を図る。
			環境リーダー等の人材育成 (再掲)	環境学習講座等々の実施から地域における環境保全活動を担う人材の育成を図る。
			森づくり団体の支援	森林山村多面的機能発揮支援事業やとちぎの元気な森づくり県民税里山林整備事業などを通じて里山整備・維持管理に取り組む団体への補助支援を行い、健全な森づくりに取り組んでいく。
			みやの環境創造提案・実践事業の実施	学生が柔軟な発想やアイデアを活かし、本市における環境問題を地域に適した手法で解決しようとする活動に対して助成することにより、新たな解決策の創出と地域で環境活動を担う人材の育成を図る。
			E S D 拡大に向けた人材育成手法の検討 【新規】	持続可能な社会のつくり手を育成するために、市民や学校等に効果的な周知を行うほか、出前講座等を実施するなど育成手法を検討していく。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいないの意識の醸成を図るためのリサイクル講座の実施など、環境問題を踏まえた講座を実施した。 ・参加者の講座への満足度は高いことから、今後も市民の生活において実践につなげられるような学びを提供できる講座の実施が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止と生物多様性の保全を主軸とした講座の実施に加えて、SDGsやESDの視点を踏まえた環境学習講座についても運営していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・みやエコスクール認定校においてそれぞれの特色を生かした環境教育を実施したほか、環境学習センター事業において、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた講座を提供するとともに、環境学習講座においても、受講者が環境問題の解決に繋がる身近な取組を考える機会を設けることができた。 ・みやエコスクールの拡大及びESDを取り入れた環境学習講座受講者を増やすため、学校に対し周知啓発を継続して実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関との連携を強化し、みやエコスクールに基づく環境教育を推進するほか、環境学習センターの施設見学や一般講座においても、ESDの視点を取り入れた講座を実施する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センターの研修室や工作室を活動場所として貸し出すほか、イベントにおいて体験ブースを企画運営してもらうなどの活動支援を実施した。 ・自主グループについては、メンバーが固定化、高齢化していることから、環境学習センター講座やイベントにおける自主グループ活動の周知を通じて、新規加入者の獲得を促していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、講座やイベントにおいて、自主グループの活動成果の発表機会を提供する。
計画どおり	<p>(環境創造課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校や広報紙、放課後子ども教室や市HP等において積極的に周知を行ったほか、企業等と連携することにより、多様な機会を捉えた講座を実施することができた。 ・今後は、持続可能な社会に寄与する人材を育成するため、一時的な学習にとどまらず、将来の生活にも活かしていけるような講座内容の検討する必要がある。 <p>(環境保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の依頼数や参加人数については、コロナ禍による低迷から回復傾向にあり、生物多様性の大切さについての理解促進を目的とした講座を実施することができた。 ・今後とも、生物多様性に関する世代に応じた理解促進を図るため、学校等と連携し、生物多様性に関心を持たせ・理解を深める場を提供していく必要がある。 <p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における社会科補助教材の活用や小・中学校における環境出前講座の開催により、3Rの重要性や環境配慮行動の促進を図った。 	<p>(環境創造課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、様々な媒体を活用し、広く周知を行っていくほか、将来世代にわたって市民への環境問題に対する意識の向上を図るため、SDGsやESDの理念を取り入れながら、質の高い講座を実施する。 <p>(環境保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に出前講座を実施していく。また、学校と連携した「宇都宮学」による学び場を提供していく。 <p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の電子化に向けた検討を行う。 ・感染症対策を講じながら、年齢層、市民のニーズに応じた環境出前講座を実施する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施にあたっては、周知チラシを活用し、効果的な周知を行うことで、機会を創出し、講座を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各ターゲットに応じた効果的な周知を行うとともに、講座内容の見直しを行い、出前講座の内容充実を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センターを事務局とする環境未来館子どもエコクラブ及びみずほの自然探検隊のメンバーは常に満員であり、新規募集を停止するほど盛況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、仕様書に定める環境学習センターの指定管理業務として、各種情報提供や適切な指導を通じてクラブの育成を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施にあたっては、教育機関や環境団体、地域団体等との連携を強化し、幅広い主体における人材育成を図ることが出来た。 ・環境保全活動を担う人材育成につなげるため、もったいない講座の実施における連携について、一層の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動に取り組む団体等に講座を実施してもらうよう働きかけを行うなど、地域団体との連携の強化を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の里山林で活動する森づくり団体（3団体）の活動を支援し、団体活動の活性化と山林の保全に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、既存の活動団体への支援を行うとともに、更なる活用促進に向け積極的な周知を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・3団体の活動を助成し、もったいないフェアでの中間報告や、市役所市民ホールの展示による成果報告を行い、事業の周知を図ることができた。 ・一方で、環境活動を担う人材育成を図るため、新たな実践団体の確保や活動成果を有効活用していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集案内に本市の環境問題の具体的な活動例を紹介をしたり、環境教育に関心の高い学校・教員への営業など、市内の高校等に対する積極的な周知を図る。 ・活動成果の有効活用するために、これまでの活動を取りまとめ、市HPやイベント等の機会を捉えた周知啓発を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs実現に向けた人材を育成するために、各種出前講座を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、出前講座を通じて、人材育成につなげていくほか、出前講座以外の効果的な手法についても検討していく。

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
5-3 「もったいない」 のこころ による実 践行動の 場と機会 の充実	5-3-1	各主体による環境 配慮行動 の推進	環境配慮行動の実践促進 【新規】	多くの市民に環境配慮行動の実践を促すため、みやエコファミリー制度の見直しを行い、より効果的で利便性の高い事業を検討する。	
			(1) 家庭におけるエコライフの推進	マイMy (マイバッグ、マイ箸) 運動の推進	広報誌、HP、イベント等で積極的な呼びかけを行い、マイバッグ、マイ箸の利用を促す。
			(2) 事業所の環境配慮行動の推進	ECOうつのみや21認定制度の推進	商工会議所と連携し様々な機会を捉えながら周知を行い新規認定事業者の拡大を図るとともに、認定更新期を迎えた事業者に対しては、更新の働きかけを行う。
			(3) 学校等における環境配慮行動の推進	みやエコスクール認定制度等の推進	市内全小中学校の認定に向けて、取組を広く情報発信していく。
	5-3-2	多様な活動主体間の連携促進	(1) 環境団体の育成、連携促進	(4) 市の率先した「もったいない運動」の推進	「もったいないのこころ」持って、率先して環境配慮行動に取り組む職員の育成を推進する。
				グリーン調達推進方針に基づくグリーン購入の推進	職員の意識啓発を図るため研修や説明会を実施し、積極的なグリーン調達を促す。
	5-3-2	多様な活動主体間の連携促進	(1) 環境団体の育成、連携促進	もったいない運動市民会議など各種ネットワーク組織への活動支援 【拡充】	環境行政の情報提供や意見交換を適宜実施することでもったいない運動市民会議や環境行動フォーラム等ネットワーク組織の活動活性化を図る。
				地域における環境保全活動に関する情報発信	地域団体等との連携を図りながら、積極的な広報機会を捉え情報発信を行う。
				リサイクル推進員活動支援の推進 (再掲)	研修会の開催や情報紙「みやぐるりん」の発行等の事業を通して、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。
				環境団体相互の交流の促進	環境学習センターを核として、地域団体や福祉団体など、多様な団体が交流する機会を確保する。
5-3-2	多様な活動主体間の連携促進	(2) 協働による実践行動の促進	みやの環境創造提案・実践事業の実施 (再掲)	学生が柔軟な発想やアイデアを活かし、本市における環境問題を地域に適した手法で解決しようとする活動に対して助成することにより、新たな解決策の創出と地域で環境活動を担う人材の育成を図る。	
			J-クレジット制度を活用したみやCO2パイパイプロジェクトの実施	市民・事業者による環境行動の好循環を生み出すため、市民が住宅へ太陽光発電システムの設置により生み出したCO2削減量を、国のJ-クレジット制度を活用し売買可能な価値であるクレジットに換え、市内事業者等へ売却を通じて事業者における環境活動を促進するとともに、売却益を市内で活動する学生団体の環境活動支援に活用する。	

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 多くの市民に環境配慮行動を促すため、アプリを活用した事業を検討し、試行的にポイント事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> アプリを活用したポイント事業を本格実施し、市民の環境配慮行動の更なる促進を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベントやHP等において普及啓発を行い、マイバック、マイ箸の利用を促すことができた。 プラごみを含め、ごみの削減に取り組む必要があり、実践を促進する効果的な取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの普及啓発に加え、実践を促進する手法やマイMy運動の今後の取組について検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末時点で35事業所が認定されており、事業所における省エネ活動の促進が図られた。 中小企業に対する同制度の認知度が低く、新規認定事業者数に伸び悩みがあることから、引き続き新規事業所の拡大に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向けの周知を強化するとともに、各広報媒体や庁内外の事務所向けセミナーなどを活用した情報発信を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 認定校における環境配慮行動の実践事例を取り上げ、みやエコっ子通信として認定校への配布や市HPへの公表を行うことで、学校における環境配慮行動に関する情報を広く発信し、みやエコスクール認定制度の周知及び環境配慮行動の推進を図ることができた。 認定校の拡大及び既認定校におけるエネルギー使用量削減の促進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市内小中学校全校認定に向けて、未認定校に対し働きかけを行うとともに、環境問題に幅広くアプローチしていくため、省エネルギーに関する取組等、先進的な環境配慮行動に取り組む学校の情報提供を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 全庁掲示板毎月1日の「もったいないの日」や10日の「残しま10の日」の掲示等による周知啓発を行うことで、市の事務事業において「もったいない運動」を推進できた。 庁内における更なる取組推進に向けた機運の醸成が必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> もったいないEMS事務研修等による周知啓発を継続的に実施することで環境配慮行動に取り組む職員を育成し、全庁を挙げた「もったいない運動」を推進する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修や全庁掲示板への掲示等による周知啓発を行うことで、庁内におけるグリーン調達について推進できた。 達成率100%に向けたグリーン調達の徹底が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修等における周知啓発を継続し、グリーン調達の100%達成を促す。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> もったいない運動市民会議は市民会議、企画検討会議や各部会などの会議で意見交換を行い、情報共有、方向性の検討を適宜行った。 環境学習センターの指定管理者である環境行動フォーラムと、毎月の報告会や4半期ごとの意見交換会を実施し、活動に対し適宜指導等を行うことができた。 今後は、更なる情報の共有化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も定期的な意見交換を実施し、もったいない運動市民会議の適切な運営、ネットワーク組織の活動活性化を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮コミュニティメディア「ミヤラジ」やホームページ、SNSを活用した情報発信のほか、もったいないフェアにおける環境創造提案に係る情報発信など、地域の環境活動に関する情報発信の場を創出した。 効果的な発信方法の検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> もったいない市民会議委員を通じた地域団体等との連携を図りながら、積極的に広報機会を捉えた情報発信を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、参集形式による研修会や施設見学会を実施するとともに、情報紙「みやくるりん」において他地域の好事例を紹介するなど、リサイクル推進員の育成及び活動の支援を図った。 リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動支援を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援を行う。 情報紙「みやくるりん」の発行については、適宜、リサイクル推進員のニーズを捉えた内容に見直ししていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習センターにおいて、「チャレンジもったいない」等のイベント開催により、地域や環境団体、自主グループ、福祉団体等と連携した活動を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も環境学習講座やイベントの開催において、地域や環境団体、自主グループ、福祉団体等との連携を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 3団体の活動を助成し、もったいないフェアでの中間報告や、市役所市民ホールの展示による成果報告を行い、事業の周知を図ることができた。 一方で、環境活動を担う人材育成を図るため、新たな実践団体の確保や活動成果を有効活用していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 募集案内に本市の環境問題の具体的な活動例を紹介をしたり、環境教育に関心の高い学校・教員への営業など、市内の高校等に対する積極的な周知を図る。 活動成果の有効活用するために、これまでの活動を取りまとめ、市HPやイベント等の機会を捉えた周知啓発を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの累積参加者数が2130人、累計クレジット創出量が3,685t-CO2となり、毎年一定数の参加者を確保できており、事業の目的を一定程度達成することができた。 一方で、クレジット創出の対象となるプロジェクトへの参加市民の確保や、事業者等へのクレジットの販売・活用促進による事業の周知及びクレジットを購入した企業の事業活動の周知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等へのクレジットの販売・活用促進による事業の周知及びクレジットを購入した企業の事業活動の周知するために、イベントでのチラシ配布や事業者への訪問などにより、市内の取組事例や経営的なメリットを周知し、事業者の関心を高め、クレジットの販売促進につなげる。

宇都宮の環境（環境状況報告書 令和6年度版）

発行年月 令和7年3月

発行 〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 環境部 環境創造課

電話 028-632-2403

fax 028-632-3316

E-mail u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp